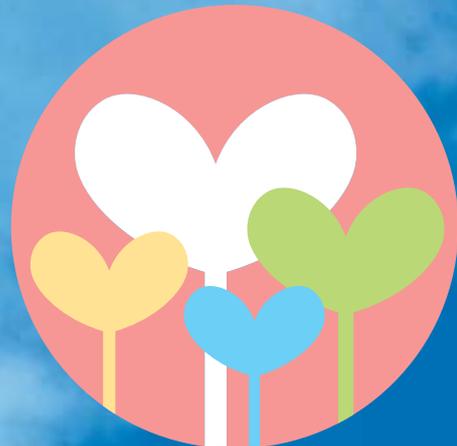


シンボルマーク



このシンボルマークは、様々な個性を持った心(ハート)の芽がいくつも生まれてくる。その芽が1つの輪の中で共存しているという意味を持っています。

恵那市男女共同参画プラン

認めあう優しい 心と心のはあもにい

個性が輝く協働のまち「恵那市」



この冊子には、男性も女性も、
大人も子どもも高齢者も、
すべての人々が輝きながら
生きていくための
秘訣が記されています。
男女共同参画の本当の意味を、
体感してみたくありませんか？



平成19年3月 恵那市

個性が輝く

協働のまちを目指して



はじめに

平成16年10月に、6市町村が合併し、誕生した新恵那市は、その後の新しいまちづくりを進めるため、「人・地域・自然が調和した交流都市」を将来像とする『恵那市総合計画』を策定しました。

この総合計画は、「市民との協働によるまちづくり」をキーワードにしており、その柱の1つには、「健全で心の通った協働のまち」が掲げられております。その中には、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すこととしています。このため、市民の皆さまと共に「恵那市男女共同参画プラン」をここに策定いたしました。

このプランでは、私たちの日常生活を大きく「家庭」、「地域」、「職場」という3つの視点から、行政・市民の皆さま・企業、それぞれが取り組むべき課題と施策を示しています。

今後は、このプランの趣旨をよくご理解いただくための啓発活動が必要ですが、私たち一人ひとりが、お互いの多様な価値観を認め合い、互いに助け合いながら、身近なところから実践していくことが最も重要であると考えております。また、今回のキャッチフレーズにもあげられている「認めあう優しい心と心のはあもにい」は、これからの個性が輝く協働のまちづくりを進めていく中でも、キーワードとなる言葉になることと思います。

最後に、このプラン策定にあたり、「恵那市男女共同参画プランワーキングチーム」、「恵那市男女共同参画懇話会」の各委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました市民の皆さまに、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成19年3月

恵那市長 可知 義明

目 次

はじめに

第1章 プラン策定の基本的な考え方

1. 男女共同参画社会とは	6
2. プラン策定の背景	7
3. プラン策定の趣旨	10
4. プランの基本理念	11
5. プラン策定に向けた基本的な視点	12
6. プランの性格と期間	13
7. プランの構成	14
8. 施策の体系	15

第2章 プランの方向性

1. 家庭での男女共同参画	
(1) 男女（家族）の助け合いでつくる家庭	20
(2) 家庭での子育て	24
(3) 介護のあり方	26
(4) 人権の尊重	28
(5) 「家」での男女平等	32
(6) 出産に対する支援	34
(7) 性教育の充実	38
(8) 生涯を通じた健康と生きがいづくりの推進	40
2. 地域での男女共同参画	
(1) 地域での意識改革	44
(2) 地域での社会参加の促進	48
(3) 地域での子育て・介護支援	52
(4) 学校での意識改革	58
(5) 地域での人権尊重	60
(6) 地域での活動の推進	62

3. 職場での男女共同参画	
(1) 職場の意識改革	64
(2) 働く人の意識改革	68
(3) 職場における処遇と評価	70
(4) 働くことと出産・子育て・介護の両立	72
(5) パートタイム労働者に対する適正な処遇と評価	78
(6) 再雇用・再就職の支援	80
(7) 働く場での人権尊重	82

第3章 プラン推進における重点施策

1. 家庭での男女共同参画の推進における重点施策	86
2. 地域での男女共同参画の推進における重点施策	86
3. 職場での男女共同参画の推進における重点施策	87

第4章 プランの推進にあたって

1. 推進体制の整備・充実	90
2. 市民と行政のパートナーシップによる推進	92
3. プラン推進のためのチェック機能の整備	93

第5章 参考資料

1. 「恵那市男女共同参画プラン」策定経過	96
2. 恵那市男女共同参画プラン懇話会設置要綱	98
3. 恵那市男女共同参画プラン懇話会名簿	99
4. 恵那市男女共同参画プランワーキングチーム設置要綱	100
5. 恵那市男女共同参画プランワーキングチーム名簿	101
6. 男女共同参画社会基本法	102
7. 岐阜県男女が平等に人として尊重される 男女共同参画社会づくり条例	106

第1章 プラン策定の基本的な考え方

1. 男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会」とは、「男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。すなわち、男女の性差を否定するものではなく、一人ひとりが自らの個性と能力を活かして、生き生きと働くことができ、家庭や地域で人間らしい生き方を楽しむことができる、そんな社会なのです。

一人ひとりが真に自分らしい人生を送るためには、男女にかかわらず、多様な生き方を選択できる社会の仕組みがなくてはなりません。たとえば、男性はもっぱら外で働いて収入を得るべきで、女性は家庭で家事、育児、介護を担当すべきだ、といった考えの強い社会では、男に生まれるか女に生まれるかによってその人の人生の選択肢が大きく制限されます。

現在の社会情勢を見ると、法律や制度のうえでは男女平等がほぼ達成されつつあるものの、実質の平等はまだ達成されていないといえるでしょう。例えば、女性の政策決定の参画や職場における能力発揮は十分ではありません。また、男性の家事や育児や介護への参加度も相変わらず低く、「男は仕事、女は家庭」「男は基幹労働※、女は補助労働※」といった固定的な男女の性による役割分担意識は依然として根強く残っています。

このような考え方や仕組みを改め、私たち一人ひとりが、政治の場でも、仕事の場でも、家庭や地域社会の場でも、生き生きと充実した生き方を選択できる社会の実現を目指していかなければなりません。

※基幹労働

業務の中心的な役割を担う労働のことです。

※補助労働

足りない部分を補い助ける労働のことです。

2. プラン策定の背景

2-1 国の取り組み

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。その前文には、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけ」と明記してあります。さらに基本法は、こうした「男女共同参画社会の形成」を、「**男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること**」としてとらえ、その実現に向け、政府として取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進することとしています。

また、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、施策の各論に組み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことに留意しています。

平成17年12月には、今後の男女共同参画施策の羅針盤ともいえる「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。そこでは、平成18年度から平成22年度までを計画期間として、国が特に重点的に取り組む事項が定められています。2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%になることや、各分野の取り組みを推進すること、いったん家庭に入った女性の再チャレンジ支援策なども盛り込まれています。

2-2 岐阜県の取り組み

岐阜県においては、平成11年3月に「ぎふ男女共同参画プランー男女共同参画社会の実現をめざしてー」が策定されています。

この計画は、「人権尊重」の考えを基本理念とし、これに基づき、女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に共に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指しています。また、基本目標として、以下の5つを掲げています。

- ①男女共同参画社会形成のための意識改革
- ②男女共同参画による豊かな地域社会の創造
- ③多様な働き方を選択できる条件の整備
- ④男女が自立した豊かな生活の確立と福祉の充実
- ⑤国際社会への貢献

平成15年11月には「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が施行されました。この条例は、以下の5つの基本的な考え方により進めることとしています。

- ①男女の人権の尊重
- ②性別役割分担意識に基づく制度や慣習の見直し
- ③政策方針決定過程への参画機会の確保
- ④家庭生活と職場、学校、地域活動の両立
- ⑤県、県民、事業者その他団体、市町村の相互連携による取り組み

この基本的な考え方に基づき、男女共同参画推進サポーターや男女共同参画に関する苦情対応の窓口の設置などをはじめ、11の具体的施策を掲げ、男女が平等に人として大切にされる社会の実現を目指します。

平成16年には新たな計画として、平成16年度から平成20年度までを計画期間とする「岐阜県男女共同参画計画」が策定されました。

2-3 恵那市の取り組み

恵那市は、平成16年10月25日に恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村および上矢作町が新設合併して誕生しました。新しい「恵那市総合計画」には男女共同参画の推進が掲げられており、「性別にかかわらず個人のもてる能力を発揮し、男女が共同して地域を支えていける社会を目指した取り組みを推進していくことが必要です」と述べられています。これにともない、恵那市は新しい「恵那市男女共同参画プラン」を策定するための準備を進めてきました。

平成17年には恵那市職員に対して男女共同参画への意識を問うためのアンケート調査を行いました。それによると、恵那市の男性職員の93%、また女性職員の82%が、女性や社会や職場の指導的な立場に「もっと大幅に」あるいは「もう少し」参画すべきだ、と考えています。

平成18年4月からは新しいプランの策定のためのワーキングチームを立ち上げ、9回にわたる検討を続けてきました。このワーキングチームは公募市民12名、市職員12名、市民アドバイザーなどで構成されており、市民が生活の中で是非とも実現したい男女共同参画の事項とその実現への具体的な目標や手順を定めています。市民と行政のパートナーシップによって手作りの「恵那市男女共同参画プラン」の原型ができました。この原型をもとに、男女共同参画懇話会で議論されて、さらに議会の承認を経て新しい「恵那市男女共同参画プラン」が誕生しました。

このプランでは、恵那市民一人ひとりが、性別にかかわらず、家庭で、地域で、そして職場でのびのびと個性とお互いに能力を発揮できるよう、様々な項目にわたって目標が掲げられています。

3. プラン策定の趣旨

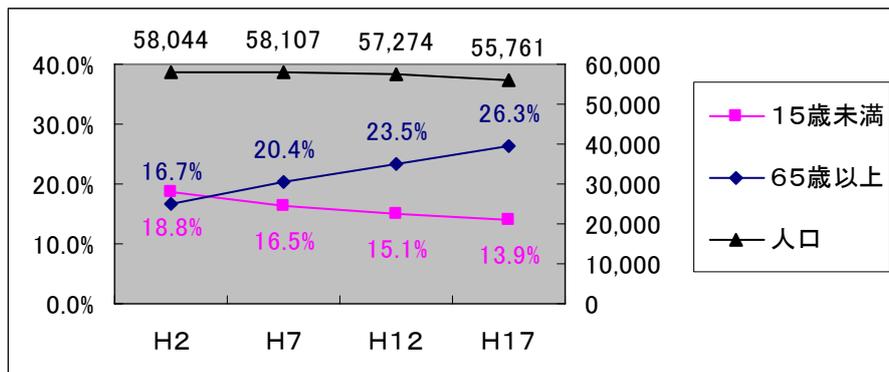
21世紀を迎えた今、少子高齢化の急速な進行、国内経済活動の成熟化、働き方の多様化、国際化、情報通信の高度化などにより、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速に変化し、日本社会は大きな転換期を迎えています。こうした社会の変化とともに、多様化する価値観やライフスタイルに対応し豊かで活力のある社会を築くためには、男女共同参画社会の実現が急務です。すなわち、一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる環境を整えなければなりません。

我が国の近年の状況を見ると、法律や制度面での男女平等の整備は進んできています。例えば、男女雇用機会均等法の制定と改正、労働基準法や育児・介護休業法の改正、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）の制定と改正などがあげられます。しかし、現実には、家庭や地域、職場など多くの場面で男女の不平等が見られ、「男は仕事、女は家庭」に代表されるような性別役割分担意識の考えが根強く残っています。

このような昔からの社会通念や慣習が、子育てや介護をはじめ、家庭における日常の仕事に対する女性の負担を大きくしており、女性の社会への参画や経済的な自立を阻む要因となっています。他方で、仕事中心の生活を余儀なくされる男性は、家事・育児・介護といった人間が生きていくのに必要な営みに参加する時間的余裕もなく、地域とのかかわりも希薄になっています。

恵那市においては、この数年急速に少子高齢化が進んできました。平成12年では23.5%だった高齢化率は、平成17年には26.3%になりました。4人に1人強が高齢者です。また、15歳未満の年少人口の割合は、平成12年では15.1%でしたが、平成17年には13.9%に減少しています。地域や集落によっては、就学前の子どもや小学生が1人もいないところもあります。ますます加速する少子高齢社会の中で尊厳をもって生き抜いていくためには、男も女も、老いも若きも、一人ひとりがその持てる力を出しあって地域を支え、家庭を支え、自分自身を支えていかざるを得ません。

図－1 恵那市の総人口と15歳未満人口、65歳以上人口の推移



(恵那市 事業所・企業統計調査報告調べ)

※平成2年、7年、12年のデータは旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町、旧串原村、旧上矢作町の合計の数値です。

4. プランの基本理念

日本国憲法では、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、とりわけ第14条には、「すべての国民が性別によって差別されない」と記されています。男女平等の実現に向けた様々な取り組みは、国連に代表される国際社会の取り組みと連動しつつ、着々と進められています。平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」はこうした流れの中で成立しました。

国の「男女共同参画社会基本法」を恵那市民の生活の中に実現するためにつくられたのが「恵那市男女共同参画プラン」です。それゆえ、本プランは、どうすれば恵那市民一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるような社会をつくれるかの筋道を示しています。

一部の市民だけが男女共同参画について学習し理解しても、市民の多くがそれに無理解・無関心だったり、偏見を抱いていたりすれば、男女共同参画社会の実現はほど遠いのです。実際、「男女共同参画」と聞いただけで抵抗感をもってしまう人も多いのです。こうした人々は、男女共同参画や男女共同参画社会について誤った理解、誤ったイメージをもっていると考えられます。そこで、恵那市は一人ひとりが偏見や無関心を乗り越えて、男女共同参画とは何かについて正しく理解することが最重要と考えました。一人ひとりの市民が男女共同参画のねらいや目標を十分に理解し、その理解に立って市民生活を送ることが大切だと考えたのです。

今、恵那市は、行政をあげて男女共同参画についての情報を市民に提供すると共に、男女共同参画社会の実現のために必要と思われる施策を幅広く展開しようとしています。男女共同参画に関する分野・領域は大変広いのです。

同時に、男女共同参画に関して、市民の関心が最大公約数的に集中する点もいくつかあるはずだとも考えました。重点項目をいくつか設け、それについて市民が関心を持ち、理解を深め、さらに感心をもって参加できる一連の講座や集会などを企画します。男女共同参画への誤解から理解へ、そして実践へというプロセスをつくりだしたいのです。

こうした恵那市の男女共同参画行政は、市民との協働によってはじめて成り立ちます。市民と行政が日頃からパートナーシップを構築しておく、市民、行政それぞれの立場からやりたいこと、やらなければならないことがよく分かります。どこをどう協力していけばいいかも分かります。「男女共同参画」という言葉を嫌っていた市民が、誘われてある集会に参加してみたら大変楽しくためになり、自分の生活の仕方を少し変えてみようという気になったという楽しい仕掛けを、恵那市は市民との協働の中で発見、実現していきたいと計画しています。

市民との協働によって誕生した新しい「恵那市男女共同参画プラン」のキャッチフレーズは「認めあう優しい心と心のはあもにい」です。

キャッチフレーズ

「認めあう優しい心と心のはあもにい」

女性・男性の性別にかかわらず、お互いを認めあい、それぞれの個性豊かな心と心が、優しくはあもにいを奏でる社会を目指して

5. プラン策定に向けた基本的な視点

本プランは次の4つを基本的な視点として策定されました。

1) 人権の尊重

日本国憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される」と記され、さらに第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、心情、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と明記されています。人権の尊重と真の男女平等は、本プランの実現にとって欠くことのできない視点です。

2) ジェンダー（社会的、文化的に形成された性別）に敏感な視点

人間が生まれながらに持っている生物学的な性別（セックス）に対し、「男とは、女とはこうあるべき」と後天的に人が身につける「社会的・文化的に形成された性別」をジェンダーと呼びます。ジェンダーは、社会のあらゆる分野の制度や習慣のなかに潜んでおり、子どもは、その成長の過程で様々な経験を通して無意識のうちにそれを身につけていきます。

その積み重ねが、結果として、男女の不平等を生み出していることが多いのです。そこで、あらゆる分野に性差別や性別による固定的な役割分担や偏見がないかどうかを敏感に察知し、真の男女平等が実現するよう行動する力を養うことが大切です。

3) 女性のエンパワーメント

女性のエンパワーメントとは、一人ひとりの女性が政治的・社会的・経済的・文化的に力を持った存在になることを言います。男女共同参画を推進するには、これまで女性の参画が少なかった分野においても積極的に女性が参画していくことが求められます。女性が自らの能力を開発し、その能力を発揮し、かつ社会的責任を分担できる力を身につけることが必要です。そのためには、能力開発訓練の場の提供など、女性のエンパワーメントを促進するための環境を整備する必要があります。

4) パートナーシップ（対等な協力・協調関係）

男女共同参画社会の実現のためには、女性と男性の対等な協力・協調関係すなわちパートナーシップとならんで、世代を超えたパートナーシップも必要です。そのように、人や組織が、様々な形で対等なパートナーとして互いに理解し、協力していかなければなりません。家族の中で、地域の中で、職場の中で、互いが対等な協力関係を持ち、さらに市民と行政ががっちり手を組んで、男女共同参画社会を実現させましょう。

6. プランの性格と期間

1) プランの性格

「恵那市男女共同参画プラン」は、あらゆる分野で男女共同参画を実現していくための施策を、市民のみなさんと行政が協働で総合的に推進していくための行動計画です。

また、本プランは、平成18年5月策定の「恵那市総合計画」との整合性を図りつつ、「恵那市男女共同参画プラン懇話会」からの提言やさまざまな分野からの意見を反映させたプランです。

2) プランの性格

「恵那市男女共同参画プラン」の実施期間は、平成19年度から平成27年度までの9年間とします。これは、「恵那市総合計画」に合わせて見直しを行うためです。

ただし、社会情勢の変化などにより必要に応じて見直しを行います。

7. プランの構成

恵那市男女共同参画プラン策定ワーキングチーム会議では、家庭や地域、職場などで市民が身近に感じる男女の不平等や人権問題などを男女共同参画の視点から9回にわたって検討してきました。こうした会議の検討結果をふまえ、プランの柱となる視点として、日常生活を大きく「家庭」「地域」「職場」に分けました。そして、それぞれについて、恵那市において「男女共同参画社会」を実現するための取り組みを以下の通り記しました。

1. 家庭での男女共同参画

家庭における日常生活の中での家事や子育てや介護などにおける男女共同参画の問題、市民一人ひとりの男女平等や人権についての意識などの点から男女共同参画社会の実現に向けての問題点を明らかにし、今後の取り組みについて議論しました。

2. 地域での男女共同参画

私たちの暮らしの舞台である地域社会や学校などにおける男女共同参画の問題点を洗い出し、男女共同参画社会の実現に向けての今後の取り組みを議論しました。

3. 職場での男女共同参画

働く場における男女の平等や女性が働き続けるうえで遭遇する問題点などを明らかにし、私たちの暮らしを支える職場における男女共同参画の実現に向けての今後の取り組みについて議論しました。

8. 施策の体系

1. 家庭での男女共同参画

(1) 男女(家族)の助け合いで つくる家庭	◆ 男女の性別役割分担意識の解消 ◆ 世代間における性別役割分担意識の解消 ◆ 高齢者の役割
(2) 家庭での子育て	◆ 「個」育ての尊重 ◆ 男女協力して行う子育て
(3) 介護のあり方	◆ 介護の家族での共有化 ◆ 在宅介護支援サービスと相談体制の充実
(4) 人権の尊重	◆ 男女間の人権の尊重 ◆ 子どもの人権の尊重 ◆ 障害者の人権の尊重 ◆ メディアにおける男女の人権の尊重
(5) 「家」での男女平等	◆ 「跡取り＝男」という意識や偏見の解消 ◆ 男女差別のない家庭と地域のかかわり
(6) 出産に対する支援	◆ 安心して出産できるための家庭での支援の充 実 ◆ 安心して出産できるための社会的支援 ◆ 出産における男女の意志の尊重 ◆ 母性保護の理解
(7) 性教育の充実	◆ 自己の性、お互いの性の尊重
(8) 生涯を通じた健康と 生きがいづくりの推進	◆ 家庭生活での男性の自立 ◆ 健康づくり ◆ 生きがいづくり

2. 地域での男女共同参画

(1) 地域での意識改革	<ul style="list-style-type: none">◆ 女性は補助的な役割、という固定概念の解消◆ 女性の社会進出を認め、促進するための意識啓発◆ 福祉サービス利用の啓発◆ 高齢者に対する男女共同参画への理解の促進
(2) 地域での社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域社会における慣例の改革<ul style="list-style-type: none">◇ 役職は適材適所で◇ 男女の意識改革◆ 子どもの行事への男性の参加促進◆ 女性のリーダーシップの育成と発言力の向上を図る
(3) 地域での子育て・介護支援	<ul style="list-style-type: none">◆ 子育ての社会化（地域の子育て支援）◆ ボランティアによる子育て支援◆ 子育て相談の充実◆ 男性の育児・介護休業制度の取得の促進◆ 地域での介護支援◆ ひとり親家庭への支援
(4) 学校での意識改革	<ul style="list-style-type: none">◆ 教育関係者・PTAの男女共同参画への理解と促進◆ 保育園、幼稚園、学校での生活を通じた児童・生徒の男女共同参画への理解の推進◆ 男女混合名簿の推進
(5) 地域での人権尊重	<ul style="list-style-type: none">◆ 性の商品化の排除◆ 差別の無い地域づくり
(6) 地域での活動の推進	<ul style="list-style-type: none">◆ 男女共同参画社会に向けて市民の自主的な活動の推進◆ 男女共同参画の理念の市民への啓発◆ 三世代交流の推進

3. 職場での男女共同参画

(1) 職場の意識改革	<ul style="list-style-type: none">◆ 経営者・管理者の意識改革◆ 職場の男女差別による慣例の解消◆ 労働時間短縮に向けての啓発◆ 自営業等に対する支援
(2) 働く人の意識改革	<ul style="list-style-type: none">◆ 男女の意識改革◆ 差別とコミュニケーション
(3) 職場における処遇と評価	<ul style="list-style-type: none">◆ 男女の処遇の格差是正◆ 男女の勤務評価の格差是正
(4) 働くことと出産・子育て・介護の両立	<ul style="list-style-type: none">◆ 育児休業制度の理解と普及◆ 出産・子育て支援の理解と普及◆ 介護休業制度の理解と普及◆ 育児休業・介護休業制度に対する社会的支援◆ 一般事業主行動計画の策定支援及び推進◆ 恵那市役所特定事業主行動計画の推進
(5) パートタイム労働者に対する適正な処遇と評価	<ul style="list-style-type: none">◆ パートタイム労働者の地位の向上
(6) 再雇用・再就職の支援	<ul style="list-style-type: none">◆ 再雇用・再就職への支援◆ 女性の再就職に対する意識改革◆ 高齢者・障害者の就労支援
(7) 働く場での人権尊重	<ul style="list-style-type: none">◆ セクシュアル・ハラスメントの防止◆ モラル・ハラスメントの防止

第2章 プランの方向性

1. 家庭での男女共同参画

(1) 男女（家族）の助け合いでつくる家庭 - I -

取り組むべき課題

①男女の性別役割分担意識※の解消

「男性は仕事、女性は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識は、私たちの日常生活の中に広く深く浸透しています。この考えは、女性が仕事を持っていてもなかなか変わりません。

一般的に男性は、女性（妻）が家事・育児・介護をしてくれることを求め、逆に女性は、男性（夫）にそれらを共に担うことを求めています。両者の考えのギャップは、生活の多くの場で見られ、例えば、外から一緒に帰ってきたときに、女性は休む暇もなく食事の支度にとりかかろうとしますが、多くの男性は座ってテレビを見るか、新聞を読み始めます。これは一般的な例ですが、男性の側に「一緒に食事の支度をする」という意識が欠けているのです。それほど性別役割分担意識は根強く男性の意識に浸透しているといえます。女性はこうした男性の態度に失望しますが、女性のこうした苛立ちは男性には一向に理解されないことが多いのです。

今後、女性が仕事を持つことが当たり前の社会になるにつれ、ますます性別役割分担意識の解消が急務となることが予想されます。そのため、男性も女性も共に家庭を築こうという姿勢をつくっていかねばなりません。男女が共に家計を支え、共に家事・育児・介護を担うことが当然である家庭を目指すことが重要です。

家事・育児を通して男女が協力し合える関係を築くためには、家庭において、これまで女性が担って当然とされていたことに、男性が積極的に関与することが必要です。

家事に関して言えば、家族で話し合っ、全員が家事分担を決めて実行するなど、日頃から積極的に平等に家事をする習慣を身につけることが必要です。また、男性は子育てだけでなく、子どものしつけにも積極的に参加することが必要です。



図書館子どもまつり

※性別役割分担意識

「男性は仕事、女性は家事・育児」というように、性別によって家庭、職場などあらゆる場面で役割を分業・分担することをいいます。日本においては、こうした男女に対する固定的な役割分担意識が根強く残っています。この性別役割分担の克服が女性問題の解決のための課題とされています。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①男女の性別役割分担意識の解消

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	子育て学級・乳幼児学級の開催。	子育て支援課 社会教育課	○
◎	男性にも参加しやすいように、日曜日に「ひよこパパママ学級」、平日夜に「パパママ学級」を開催。	健康推進課 社会教育課	○
◎	男性の料理教室、子育て教室などを実施する。	子育て支援課 社会教育課 まちづくり推進課	
○	女性の生きがいを見つけ、社会参加する力を身に付けられるセミナーを企画し、力を発揮する機会を提供する。	まちづくり推進課	○
○	市民の模範となるような職場環境をつくる（職員対象の研修）。	総務課 まちづくり推進課	
○	市民が他市などの有意義な企画に参加しやすいように支援する。	まちづくり推進課	
●	市民総ぐるみ運動を実施する（セミナー等）。	まちづくり推進課	○
●	家庭での性別役割分担意識の解消についての広報活動をより充実する（例：「広報えな」での特集、月1回のコラム、様々な催しのときの回覧板の利用）。	まちづくり推進課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・助け合いや思いやりのある家庭について話し合う。 ・家庭での男女の助け合いを理解し実行する。 ・お互いに感謝、いたわりの気持ちを表現する。 ・家庭で役割分担表をつくる。 ・家事・育児を女性の仕事と決め付けず（思い込まず）男性が積極的に子どもの行事に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・残業のない日をつくる。 ・男性が家事・育児に参加することに対しての理解を普及する。 ・男女の差別なく個としての能力を見極め、採用基準をつくる。 ・お茶汲み、コピーを女性の仕事として押し付けない。 ・能力を一人ひとりが発揮する場を提供する。 ・育児休業を男女ともが取得しやすい環境をつくったり、労働時間の短縮に努力する。 ・年次有給休暇の取りやすい体制（環境）をつくる。



1. 家庭での男女共同参画

(1) 男女（家族）の助け合いでつくる家庭 - II -

取り組むべき課題

②世代間における性別役割分担意識の解消

性別役割分担に対する意識は、一般的に年齢の高い人で強く、「男性は仕事、女性は家事・育児」と考える傾向があります。

三世代で同居している家族では、子ども夫婦が親世代を気にしてしまい、夫婦が共に家事・育児を担う生活が送りにくいことがあります。

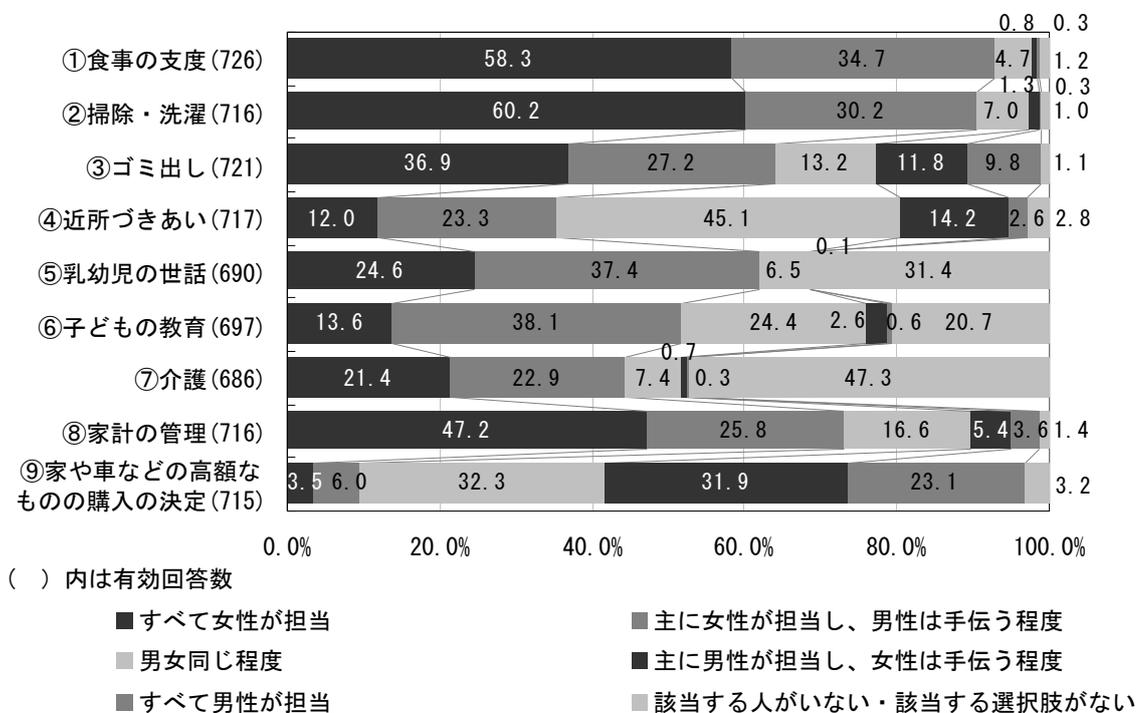
どの世代においても、従来の役割分担意識の解消を目指す必要があります。

③高齢者の役割

現在、核家族化の進行により高齢者による子育ての支援を受けられない家庭が多く、同時に高齢者の持っていた知識や知恵の継承も少なくなってきました。

上記で述べたように、世代間の性別役割分担意識の解消とともに、高齢者が家庭で担う役割を考えていく必要があります。

図-2 家庭での男女の役割の現状



(出典：「旧恵那市男女共同参画プラン」策定にあたってのアンケート調査 調査結果報告書)

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

②世代間における性別役割分担意識の解消

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	いろいろな会合へ出かけ、講座を実施する（ヒアリング、寸劇など）。	まちづくり推進課	○
●	世代別の講座を実施する。	健康推進課 高齢福祉課 社会教育課 まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと

- ・親世代は、息子・娘夫婦に自分達の価値観を押し付けず、子ども世代は、自分達が良いと思うことに対して積極的に行動し、お互いの理解に努める。

③高齢者の役割

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	高齢者が知識や知恵を伝える場づくり。	高齢福祉課	○
◎	高齢者の能力を發揮できる仕組みづくり。	高齢福祉課	○
◎	高齢者と子どもがふれあえる場をつくる。	高齢福祉課 子育て支援課 学校教育課	○
◎	ファミリーサポートセンターへの高齢者の参加を推進する。	高齢福祉課 子育て支援課	○
◎	学校教育（総合的学習の時間など）の場に高齢者が知識や知恵を継承できる時間をつくる。	学校教育課 高齢福祉課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと

- ・ファミリーサポートセンターへの高齢者の積極的参加。
- ・高齢者は子どもや若者に知識や経験、文化などを継承する意欲を持つ。



男女共同参画寸劇

1. 家庭での男女共同参画

(2) 家庭での子育て

取り組むべき課題

① 「個」育ての尊重

性別役割分担意識は、幼い頃からのしつけや教育によって形成されます。これをなくしていくためには、あらゆる場で性にこだわらない子育てや教育をしていく必要があります。

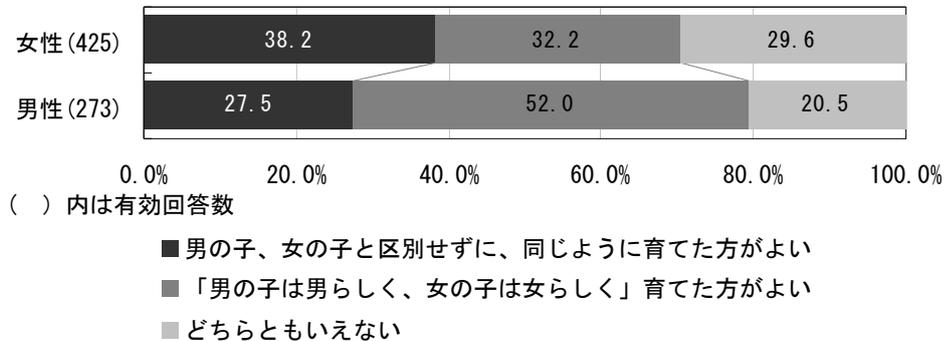
家庭では、「その子の個性や能力に応じて」子どもを育てることが必要であり、一人ひとりの個性や能力を見つけ、伸ばしていく子育てが重要です。

子どもを従来の「男らしさ」「女らしさ」の型にはめ込もうとせず、個性あふれる一人の個人として扱うことが大切です。

② 男女協力して行う子育て

最近若い世代では、比較的男女協力して子育てを行う傾向にありますが、お互い参加し合い、男性も積極的に育児に参加していくことが必要です。

図－3 男女別にみた子どもの育て方に対する考え



(出典：「旧恵那市男女共同参画プラン」策定にあたってのアンケート調査 調査結果報告書)



「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①「個」育ての尊重

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	保育園、幼稚園、学校の教育の中で男女共同参画について学習する機会をつくる。	学校教育課 子育て支援課	
○	親への平等教育講座、PTA対象の講座を実施する。	社会教育課	

わたしたち（市民）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・男の子も女の子も家事に積極的に参加させる。 ・子どもの興味や能力を発見し育てる。

②男女協力して行う子育て

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	中学生への育児体験学習。	学校教育課 健康推進課	○
●	乳幼児健診に父母で参加できるような環境整備をする。	健康推進課	
●	男性向け子育て講座の実施。	子育て支援課 まちづくり推進課	○
●	乳幼児健診等へ父親も一緒に参加するよう呼びかける。	健康推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・健診に男性(父親)も積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性も育児休暇を取りやすい環境づくり。 ・男性が乳幼児健診に参加するために、育児休暇を取得できやすい環境づくり。



ベビーマッサージ

1. 家庭での男女共同参画

(3) 介護のあり方

取り組むべき課題

①介護の家族での共有化

これまで介護は、家庭の中で女性が行う仕事とされてきました。女性（特に嫁）が介護するのは当然とされ、たまに男性が自分の親や妻を介護すると誉められたりします。介護においては、性別役割分担意識が根強く残っています。

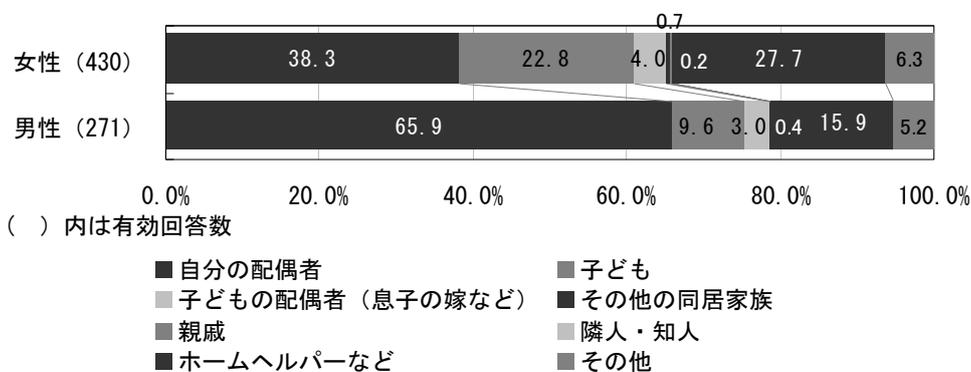
今後、「老夫婦のみ」やひとり暮らしの高齢者世帯の増加が見込まれ、夫が妻の介護を、息子が父母の介護をする機会が増加していきます。介護は女の仕事と思いつまらず、「家族みんなが介護を担うのが当然」という意識を広めて、具体的な方法を知る努力をしていくことが必要です。自らが高齢期にひとり暮らしになっても、男女とも食事の支度をはじめ、身辺自立のできることがとても重要です。

②在宅介護支援サービスと相談体制の充実

在宅介護における家族への負担を軽減し、男女が共に社会参加しやすい環境をつくるためには、在宅介護支援サービスの充実が求められます。介護保険制度の施行により、制度的には整ってきましたが、今後、一層のサービス利用促進を図り、サービスを充実していくことが必要です。

介護が必要になった人、またその家族は、日頃から介護に関する不安や悩みの中で過ごしています。介護が必要な人に対し「誰が自分の介護をしてくれるのか」「どんな施設でどんな介護が受けられるのか」など、こうした不安や悩みを受け止め、適切な情報提供や支援を行うことのできるきめ細やかな体制が必要です。

図-4 男女別にみた将来自分の介護をしてもらいたい人



(出典:「旧恵那市男女共同参画プラン」策定にあたってのアンケート調査 調査結果報告書)

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①介護の家族での共有化

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	介護家族健康相談の実施。	高齢福祉課	
◎	介護者教室の開催。	高齢福祉課	
○	介護者教室を充実する。	高齢福祉課	
○	介護体験者（上手にサービスを利用している人）を紹介し、介護相談を充実する。	高齢福祉課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> 介護者教室に参加する。 家族の誰もが介護に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護休業制度※が取りやすい環境を整える。

②在宅介護支援サービスと相談体制の充実

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	いきいきサービスマップの作成、配布。	高齢福祉課	
◎	ケアハウス※の運営。	高齢福祉課	
◎	ひとり暮らしや、介護保険サービスの対象とならない方、介護保険以外のサービスを利用したい方を対象とした、配食サービス、布団の乾燥サービス、生きがいデイサービスの実施。	高齢福祉課	
◎	介護相談員の配置。	高齢福祉課	
◎	福祉総合相談の窓口の設置。	高齢福祉課	
◎	福祉あんしんサポートセンターの設置	高齢福祉課	
○	在宅介護サービスの内容の紹介を充実する。	高齢福祉課	
○	介護者への支援を充実する。	高齢福祉課	
○	在宅介護サービスを充実する。	高齢福祉課	

わたしたち（市民）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護サービスを積極的に利用する。 家族の中で介護について話しあう機会を持つ。 要介護者の意志を尊重する。

※介護休業制度

労働者が要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、[2週間以上の期間]にわたり常時介護を必要とする状態）にある家族を介護するために最長3ヶ月間休業することができる制度のことです。

※ケアハウス

身体機能の低下または高齢などのため独立して生活するには不安がある者が、自立した生活を継続できるよう支援する新しい住まいです。全室個室化されていることや、車いすで利用が可能であることなど、プライバシーや自立した生活を尊重した構造となっています。

1. 家庭での男女共同参画

(4) 人権の尊重 - I -

取り組むべき課題

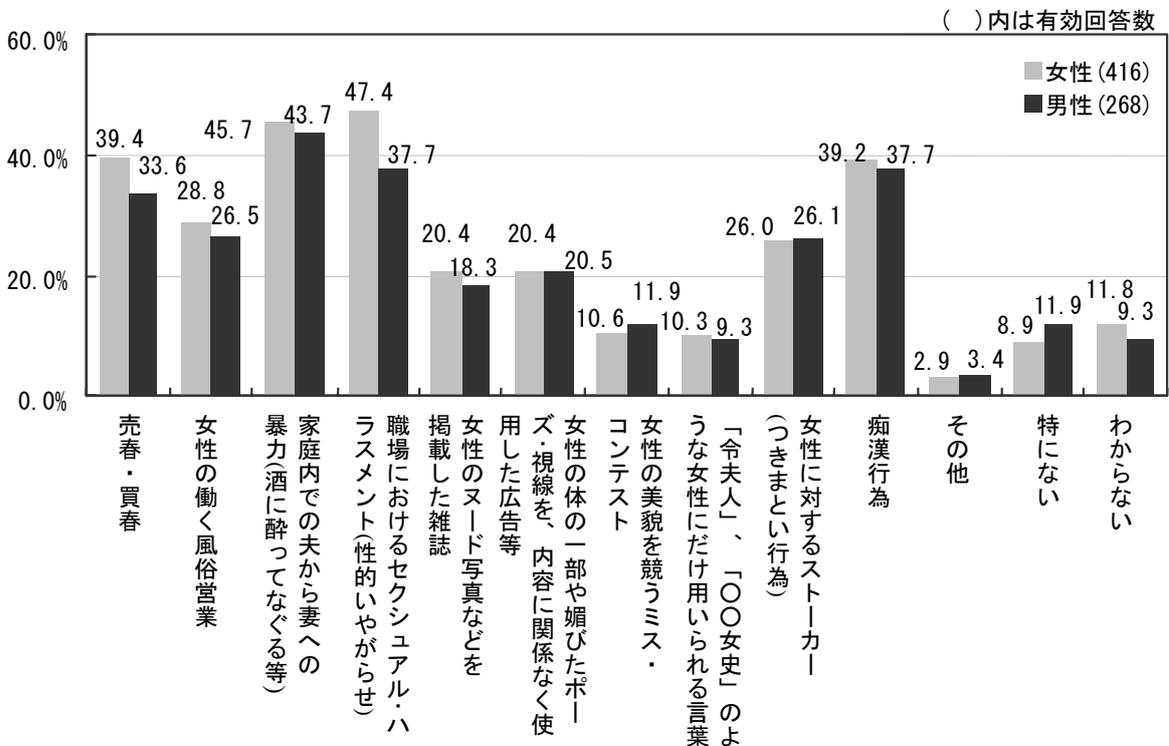
①男女間の人権の尊重

今日では、夫婦など親密な関係にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス※【以下をDVという】）の問題が表面化しています。DVには物理的暴力だけでなく、心理的暴力や経済的虐待、性的虐待などがあります。女性に「誰に飯を食わせてもらっているんだ」といった言葉をあびせたり、しつこく行動監視をすること、生活費を渡さないことや望まない性交を強いるなどはその例です。

女性に対する人権侵害であるDVは、一刻も早くなくさなくてはなりません。そのためにDVとは何か、どこに相談すれば解決できるか、などについて市民が適切な情報を得られる機会をつくる必要があります。

DVを防止するための教育や広報・啓発活動を行うとともに、実際にDVの被害にあった女性への救済の仕組みづくりが重要です。

図ー5 男女別にみた女性の人権が尊重されていないと感じること



(出典：「旧恵那市男女共同参画プラン」策定にあたってのアンケート調査 調査結果報告書)

※ドメスティック・バイオレンス (DV)

同居関係にある配偶者や内縁関係にある家族から受ける家庭内暴力のことです。「ドメスティック」は本来「家庭の」という意味で用いられますが、近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、近親者間に起こる暴力全般に拡大されつつあります。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

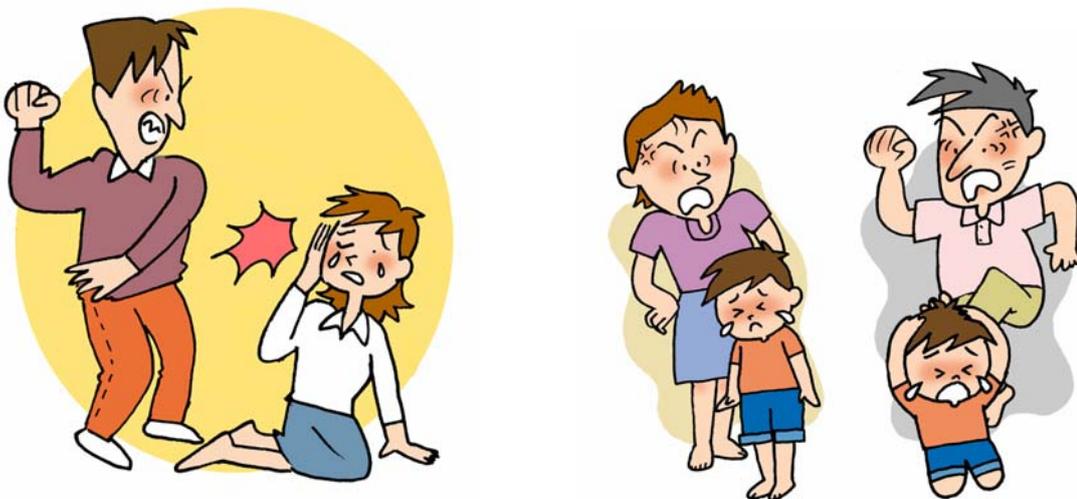
◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①男女間の人権の尊重

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	DVについてのパンフレットの配布。	子育て支援課 社会教育課 まちづくり推進課	
◎	民生委員にパンフレットを渡して、広報する。	子育て支援課	
◎	相談窓口を設ける。	子育て支援課 まちづくり推進課 総務課	
◎	休日・深夜でも対応できる連絡体制をとる。	子育て支援課 まちづくり推進課 総務課	
◎	DV防止のための広報活動をする。	まちづくり推進課 子育て支援課 社会教育課	
○	DVの特集を組むなど、情報提供を充実する。	子育て支援課 まちづくり推進課	
○	相談窓口の周知を広く図る。	子育て支援課 まちづくり推進課 総務課	
●	人権擁護の啓発に関するビデオなどの貸出を実施する。	まちづくり推進課 総務課	
●	DVに対する知識、情報を乳幼児健診などで若い親に学習させる。	健康推進課 子育て支援課 まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・DVについて理解する。 ・被害者は1人で悩まないで、早目に適切な人や窓口相談する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DVについての理解を広める。



1. 家庭での男女共同参画

(4) 人権の尊重 - II -

取り組むべき課題

②子どもの人権の尊重

今日では、前項で述べた男女間の暴力（DV）だけでなく、子どもに対する虐待（児童虐待）や子ども同士のいじめの問題も表面化してきています。

核家族化が進行する中で、他の家族員からの助けもなく、また家族以外からの助けもない環境で育児を担っている母親が増えています。子どもに向き合うだけの毎日に母親のストレスがたまり、深刻な育児不安におちいってしまう親もいます。その結果、児童虐待へと進行していくケースも少なくありません。仕事と育児の両立に疲れ、子どもの養育を半ば放棄してしまう親も見られます。児童虐待には、身体的虐待に加えて、心理的虐待、ネグレクト※といわれる養育放棄に加えて性的虐待などもあります。

DVのみならず児童虐待、子ども同士のいじめの問題についても、一刻も早く対策がなされなくてはなりません。そのために児童虐待とは何か、どこに相談すれば解決できるか、などについて市民が適切な情報を得られる機会をつくる必要があります。また、子ども同士のいじめの問題についても、市民一人ひとりが関心を持つ必要があります。

さまざまな児童虐待やいじめから子どもを守るため、教育や広報・啓発活動を行うとともに、子どもや親、一般の市民が相談できる窓口の設置、児童相談員の増員など、救済の仕組みづくりも重要です。

③障害者の人権の尊重

障害者に対する顕在的・潜在的な差別をなくし、障害のある人が当たり前で暮らすことのできる社会、そして障害者も、高齢者も、男性も、女性も、子どもも、皆が平等で、一人ひとりが尊重される社会を構築することが必要です。

④メディアにおける男女の人権の尊重

性を商品化することは、メディアによる影響が大きく、社会が対応しきれていない面もあります。

メディアにおいても男女共同参画の理念を普及啓発していくことが重要です。

※ネグレクト

遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせない、など）をいいます。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

②子どもの人権の尊重

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	小・中学生への「子どもの人権」学習。	学校教育課	○
◎	虐待が発見された場合、子どもをめぐる多職種が集まり、ケース会議を行うなどの連携体制をつくる。	子育て支援課 学校教育課 まちづくり推進課	○
◎	乳幼児健診等での虐待の発見・予防（全ての父親や母親に対して子育ての負担感や孤立感に関するアンケート調査の実施）。	健康推進課	
●	児童相談員の増員。	子育て支援課	
●	小児科医・歯科医などと連携して、子どもへの虐待を発見し、早期に対応できる環境づくりをする。	健康推進課 子育て支援課	
●	子どもが相談できる窓口を設ける。	子育て支援課 社会教育課	○
●	性の商品化の防止のための啓発をする。	社会教育課 まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
・話し合いができる家庭づくり。	・育児休暇を取得しやすい職場環境をつくる。

③障害者の人権の尊重

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	小・中学生への「障害者の人々への人権」学習を実施する。	学校教育課	○
○	障害者へ社会的差別を加えることのないように広報する。	まちづくり推進課 社会福祉課	○

④メディアにおける男女の人権の尊重

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	市の刊行物に偏見がないかチェックする。	全課	
●	有害図書などを制限するための条例を制定する。	社会教育課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
・男女の人権尊重についての関心を持つ。 ・インターネット等による情報の取捨選択をする。	・メディアにおける偏見がないかをチェックする（広告媒体など）。

1. 家庭での男女共同参画

(5) 「家」での男女平等

取り組むべき課題

① 「跡取り=男」という意識や偏見の解消

代々続いている田畑、家業を長男が引き継ぐ、家の跡取りは男性に限る、という家意識※の考えが未だに残っています。

このため、長男と結婚して家の重圧に押しつぶされるのは避けたいとする女性もいます。跡取りは男に限るという考えを解消し、男女は平等であり、共に家庭を築き担っていくパートナーだという意識改善が重要です。

②男女差別のない家庭と地域のかかわり

地域の町内会の役は夫が引き受けるが、実際には妻がその仕事をする事が多くあります。町内行事への参加、社会参加、まちづくり参加など地域へのかかわり方について家庭内での話し合いが必要です。

家庭内においても、お互いを尊重し、男女平等であることの意識が必要です。



親子フェスタ（わら細工教室）

※家意識

明治時代に民法や学校教育の修身のなかで具体化され、昔ながらの『家（イエ）規範』を基盤とした意識のことです。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。
 ◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①「跡取り＝男」という意識からの偏見の解消

わたしたち（市民）が取り組むこと
・「個」を尊重する意識を持つ。

②男女差別のない家庭と地域のかかわり

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	まちづくり活動における男女共同参画の推進。	まちづくり推進課	
○	地縁組織※役員への女性の登用。	まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと
・男性、女性に関わらず地域の行事に積極的に参加する。



中学生と高齢者の交流



河川清掃

※地縁組織
自治会等のことです。

1. 家庭での男女共同参画

(6) 出産に対する支援 - I -

取り組むべき課題

①安心して出産できるための家庭での支援の充実

女性が安心して出産できるような、また、産んだ後も夫婦が協力して育てていけるような環境づくりを早急に整える必要があります。

出産自体は女性にしかできませんが、男性もさまざまな面から女性を支えることで出産や育児に参加できます。

また、急速なスピードで少子化が進んでおり、早期に少子化対策へ取り組むことが重要です。

②安心して出産できるための社会的支援

子どもを持つようとしている夫婦や、また、小さい子どもを持っている家庭の出産や育児に対する不安や障害を取り除き、安心して出産や子育てを男性と女性が共に担える社会環境の整備と充実が重要です。

また、産科、小児科が少なくなってきたことへの対策や、共働き家庭での家事育児が分担できる社会的な仕組みも必要です。



スポーツ施設の託児所

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①安心して出産できるための家庭での支援の充実

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	妊産婦健康診査、妊婦教室の実施。	健康推進課 子育て支援課	
◎	母子手帳の発行。	健康推進課	
◎	男性にも参加しやすいように、日曜日に「ひよこパパママ学級」、平日夜に「パパママ学級」を開催（再掲）。	健康推進課 社会教育課	
○	子育て支援などを充実する。（例）病児保育、一時預り保育、時間外保育、休日保育など。	子育て支援課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
・家族や地域での協力により、子育てしやすい環境をつくる。	・男女共に産前産後休業、育児休業が取りやすい環境をつくる。

②安心して出産できるための社会的支援

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	妊娠・子育て中の女性の心理的負担軽減のために心理相談員（カウンセラー）を設置する。	子育て支援課 健康推進課	
◎	不妊治療費助成制度の活用（子どもを持ちたいと希望する男女への経済的支援）。	子育て支援課 健康推進課	
●	産科の拡充。	病院管理課 健康推進課 子育て支援課	
●	産科・小児科医への助成。	健康推進課 子育て支援課	



親子エアロビクス教室

1. 家庭での男女共同参画

(6) 出産に対する支援 -II-

取り組むべき課題

③ 出産における男女の意志の尊重

妊娠・出産における男女の肉体的、精神的負担の差はきわめて大きく、しかも、男性は、女性の苦しみや負担を十分に理解していないことが多くあります。そのため、男性が女性の体に対して正しい理解をし、支援することが大切です。

その上で、男女が子どもをいつ何人産むか、育児に互いがどう関わるかを真剣に話し合い、互いの意志を尊重することが大切です。

④ 母性保護の理解

妊娠・出産をする女性の人生全般に関わる理解と尊重は、まず家庭、とりわけパートナーである男性からはじめることが大切です。妊娠・出産がもたらす女性への肉体的、精神的、社会的負担の実情をよく知る必要があります。

それらの負担を共に担おうとする家族や男性がいなければ、女性は出産に対して意欲的になれません。社会全体も母性保護のためのさまざまな対策を実現していく必要があります。

母性保護とは…？

母性保護の母性とは、次のような意味があります。

- 1) 身体機能としての母性… 子どもを産むことのできる身体機能のこと、あるいは、すでに妊娠している場合は、妊娠や出産という身体機能のこと。
- 2) 行動としての母性……… 子育てにかかわる行動そのもののこと。
- 3) 理念としての母性……… 子育てにかかわる行動をする際に、母親にあるとされる子どもへの肯定的な感情のこと。男女問わず、幼く弱いものを助け、その成長を助けたいという人間の性向のこと。
- 4) 観念としての母性……… きわめて抽象的な観念、たとえば無償の愛をそそぐ存在としての母性。

したがって、このプランのなかでは、母性及び母性保護について、次のように整理します。

母性 …………… 狭義の意味での母性とは、妊娠、出産、授乳といった女性の身体機能をさします。妊娠し、子どもを産み、授乳することは身体の構造・機能上、女性にしかできないことであり、ここでは母性は限定されます。

一方、広義の意味での母性は、育児行動や理念としての母性を含んでいます。育児行動は、男性にも可能であり、理念としての母性（幼いもの、弱いものを助け育むこと）は、男女問わず持てるものです。

母性保護 …… 労働基準法にいう母性保護とは、主として狭義の母性を保護することで、妊娠、出産、授乳、生理のために女性の就業を制限することです。この意味での母性保護はもちろん大切なのですが、これだけではありません。

幼いもの、弱いものを助け育むこと、という育児行動を母性に含めるなら、育児に携わる男女の就労や生活の保護・援助も母性保護といえます。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

③ 出産における男女の意志の尊重

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	パパママ学級の開催。	子育て支援課 健康推進課 社会教育課	
◎	生命の安全や健康についての啓発を行う。	健康推進課 まちづくり推進課	
◎	(妊娠中の) 母性保護の理解を進める。	健康推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと

- ・いのちの大切さ、子育ての大切さなど家庭で話しあう。
- ・地域や職場での経験者の話に関心を持つ。

④ 母性保護の理解

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	妊産婦健康診査、妊婦教室の実施（再掲）。	健康推進課 子育て支援課	
◎	出産後の女性への訪問指導の実施。	健康推進課	
●	母性保護に関する相談窓口を設置する。	健康推進課 子育て支援課	
●	ニーズに合った情報提供を継続的に行う（母体に関するパンフレットなど）。	健康推進課 子育て支援課	
●	母性保護についての学習機会をつくる。	健康推進課 子育て支援課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・母性や母性保護を学び、理解、協力し、実践する。 ・母性保護に関する講座へ積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母性保護にもとづく労働管理を誠実に実行する。 ・男女共に産前産後休業、育児休業が取りやすい環境をつくる。（再掲）



1. 家庭での男女共同参画

(7) 性教育の充実

取り組むべき課題

① 自己の性、お互いの性の尊重

性は、一人ひとりの人間の存在と切り離すことができません。私たちは、誰もが生物学的な性を有しているからです。一人ひとりの人間を尊重することは、その人が持つ性を十分に理解し、尊重することと深く結びついています。

男女のそれぞれが有する肉体的特徴としての性や、性にまつわる基本的な知識を子どもたちに適切に教えていくことは、人間尊重の観点からきわめて重要です。不用意な性交渉は、望まない妊娠や性感染症という形で男女共に心身共に傷つけるからです。

男女がそれぞれ自らの性だけでなく、相手の性についても学び、お互いの性を尊重し、性に関する正確な知識と自分と相手の人格の尊重に基づいて行動できるように、家庭、学校、地域社会は相互に協力することが重要です。



中学生のヘルスセミナー



昔遊び体験教室

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①自己の性、お互いの性の尊重

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	性感染症などの情報提供を含めた性教育を推進する。	健康推進課 社会教育課 学校教育課 まちづくり推進課	
◎	いのちの大切さに関する教育を実施する。	社会教育課 学校教育課	
○	親向けの性教育などの講座を開催する。	社会教育課	
○	教職員向けの性教育講座を開催する。	学校教育課	
○	学校での年齢に応じた性教育・人間教育の実施をする。	学校教育課	

わたしたち（市民）が取り組むこと

- ・性や生命に関する講座へ積極的に参加する。
- ・家庭で子どもの年齢に応じて命の大切さなど、性に関する話ができる環境づくりに努める。
- ・インターネット等による情報の取捨選択をする（再掲）。



1. 家庭での男女共同参画

(8) 生涯を通じた健康と生きがいのづくりの推進 - I -

取り組むべき課題

① 家庭生活での男性の自立

今後、徐々に団塊の世代が定年を迎え、男性たちがいっせいに家庭に戻ってきます。退職後の男性のライフスタイルをより充実したものにするためには、家庭生活での男性の自立、新たな生きがいのづくりが重要です。

定年になって仕事を離れた男性が家庭で自分が果たす役割がわからず、仕事に変わる生きがいも見いだせない状態になりがちです。また、妻に食事づくりや家事全般を依存してきた夫が妻に先立たれたり、離婚でひとり暮らしになると、生活の自立ができず健康を害したりします。定年を境に寂しい老後にならないよう家庭生活における男性の自立は重要な課題です。



男の料理教室



寄せ植教室

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

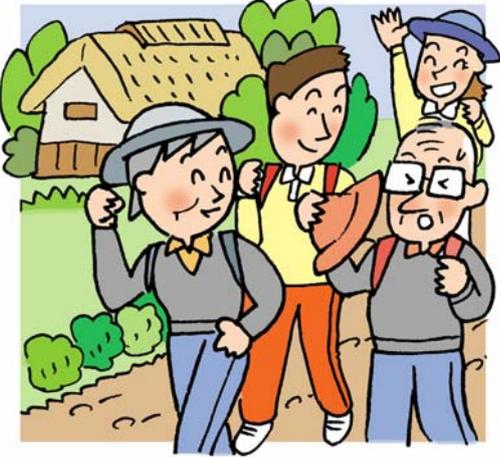
◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①家庭生活での男性の自立

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	料理教室の勧め（生涯学習）。	まちづくり推進課 社会教育課	
●	男性の家事教室（自立するための家事）の実施。	まちづくり推進課 社会教育課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・自分でできる事は自分でやる意識の向上。 ・子育ての段階から男女の差別なく育てる。 ・地域で子どもを守る意識を持つ(母親に子育てが集中しないよう、みんなで子育てをする)。 ・料理教室の勧め（仲間づくり）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・料理教室の勧め（研修の場づくり）。



1. 家庭での男女共同参画

(8) 生涯を通じた健康と生きがいのづくりの推進 - II -

取り組むべき課題

②健康づくり

健康の維持を図るためには、一人ひとりが自分の健康に対する意識を高める必要があります。健康づくりに対して取り組みやすい機会と場が求められています。

性別やライフステージ※に応じた健康づくりへの理解、協力、推進が必要となり、思春期、成年期、更年期、老年期それぞれの段階で、男女が共に協力し合って介護予防意識を持ち、健康な人生を歩めるようにしていくことが重要です。

また、子どもの頃からのスナック菓子、インスタント食品などのとり過ぎにより健康を害することをなくすため、家庭内での食育が必要です。

統計的に女性は自分の健康に対する意識が高いが、男性の場合、女性に比べ意識が低い傾向にあります。自分の健康は自分で守るという意識が大切であり、生涯学習や生涯スポーツなどへの参加がお互いに可能になるような、家庭内での協力体制が必要です。

③生きがいのづくり

高齢者の増加により、生涯学習の継続が必要になっていきます。次世代に継承させる技術や学習を習得する場も必要です。

高齢者の社会参加を促すため、今まで培ってきた知識や技術を、地域行事やまちづくり活動にうまく活かしていけるような仕組みづくりが必要です。



もの忘れチェック講座

※ライフステージ

幼児・少年・青年・壮年期など人生の各段階「年代」のことです。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

②健康づくり

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	健康福祉祭の実施。	健康推進課	
◎	健康づくりにかかわる教室の実施。	健康推進課	
◎	基本健診の結果説明会・各種検診の実施。	健康推進課	
◎	乳幼児の各種健診・教室・相談の実施。	健康推進課	
◎	健康についての出前講座メニュー。	まちづくり推進課 健康推進課	
◎	生きがい大学の開講。	高齢福祉課	
◎	シルバー人材センターの運営。	高齢福祉課	
◎	ふれあい健康広場の(ゲートボール場、マレットゴルフ場等)助成。	まちづくり推進課	○
◎	認知症とは何か、どう適切に対応できるかについての講座を企画する。	高齢福祉課 健康推進課	
◎	介護予防の講演を開催する。	高齢福祉課	
◎	食育教育の実施。	健康推進課	
○	健康づくりに関する個別相談窓口を充実する。	健康推進課	
○	男性、女性、各々の健康に関する情報を提供する。	健康推進課 まちづくり推進課	
○	自立支援への場づくりや場を提供する。	高齢福祉課 まちづくり推進課	
○	3世代交流の場づくりについて支援する。	健康推進課 社会教育課 高齢福祉課 子育て支援課	

わたしたち（市民）が取り組むこと

<ul style="list-style-type: none"> 自分の健康に対する意識を高める。 健康福祉祭などへ参加する。 健康に関する講座へ積極的に参加する。 生きがいの発見に努める。 社会的活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な健康診断を受診することにより、自分に合った健康法を見つける。 介護予防に積極的に取り組む。 介護予防の講演会に積極的に参加する。 3世代交流の場をつくる。
--	--

③生きがいづくり

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	高齢者と子どもの交流の場づくり。	高齢福祉課 子育て支援課	○
○	シルバー人材センターとの連携による生涯仕事に係るシステムづくり。	高齢福祉課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> 知識や技術を生かせる場づくり（現役時代に）。 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターの活用。

2. 地域での男女共同参画

(1) 地域での意識改革 - I -

取り組むべき課題

① 女性は補助的な役割、という固定概念の解消

地域社会においては、「主役は男性で女性は補助」という意識が根強く残っており、女性のやる気と尊厳を損なっています。

例えば、男性が家事をしていると「男のくせに家事をしている」「女のくせに男に家事をやらせている」と言われたりします。

地域・自治会の行事においては、男性が主役で行事の表舞台を仕切り、女性は裏方での仕事、といったことが慣行とされています。これまでの地域の慣例を考えることをきっかけとして、これからの地域の行事のあり方や運営の仕方を皆で話しあうことが大切です。

こうした固定的な性による役割分担意識をなくし、男女が同じように企画・参加・協力し合える地域社会づくりが必要です。

② 女性の社会進出を認め、促進するための意識啓発

これからは、男性も女性も個性と能力に応じてどんどん仕事をし、社会に貢献していく時代です。

女性は出産休暇や育児休暇が取りづらく仕事を辞めなくてはならないというような事をなくすため、男女が時代の流れや要請をよく認識し、共に積極的に仕事と地域社会に関わっていけるように、さまざまな機会をとらえて意識改革、啓発をしていくことが必要です。



岐阜県男女がともにいきいきと暮らせる社会づくり表彰



「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①女性に補助的な役割、という固定概念の解消

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	農業に携わる女性に向けた経営参画・社会参画の推進。	農業振興課	○
◎	出前講座の開催。	まちづくり推進課	○
○	男女共同参画推進委員育成講座を開催する。	まちづくり推進課	○
○	リーフレットを作成し配布する。	まちづくり推進課	○
○	広報に男女共同参画コーナーを設ける。	まちづくり推進課	○
○	男女共同参画の現状把握。	まちづくり推進課	○
○	地域協議会や自治連合会などへの男女共同参画の啓発。	まちづくり推進課	○
●	地域に男女共同参画推進委員をつくる。	まちづくり推進課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・農業に携わる女性も経営参画・社会参画に積極的に取り組む。 ・女性の企画力をアピールできるイベント等を開催する。 ・地域の各種団体の年間計画に学習会を盛り込む。 ・地域協議会及び自治連合会で男女共同参画の学習会を年間計画に盛り込む。 ・地域の委員へ女性の積極的な参加の働きかけをする。

企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・社員教育の一環として男女共同参画を取り入れる。

②女性の社会進出を認め、促進するための意識啓発

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	農業に携わる女性に向けた経営参画・社会参画の推進（再掲）。	農業振興課	○
◎	出前講座の開催（再掲）。	まちづくり推進課	○
○	男女共同参画推進委員育成講座を開催する（再掲）。	まちづくり推進課	○
○	リーフレットを作成し配布する（再掲）。	まちづくり推進課	○
○	広報に男女共同参画コーナーを設ける（再掲）。	まちづくり推進課	○
○	働く女性の相談窓口の充実。	まちづくり推進課 商工観光課	
○	女性サロンの設置。	まちづくり推進課	○
●	女性のための起業支援策の充実。	まちづくり推進課 商工観光課	
●	優良企業表彰。	総務課 まちづくり推進課 商工観光課	
●	地域に男女共同参画推進委員をつくる（再掲）。	まちづくり推進課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・農業に携わる女性も経営参画・社会参画に積極的に取り組む（再掲）。 ・女性の企画力をアピールできるイベント等を開催する（再掲）。 ・地域の各種団体の年間計画に学習会を盛り込む（再掲）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間、労働代替要員などの各制度の充実。 ・出産休暇・育児休暇の取りやすい環境づくり。 ・育児等を理由に離職しても、再就職できるよう積極的に取り組む。

2. 地域での男女共同参画

(1) 地域での意識改革 - II -

取り組むべき課題

③福祉サービス利用の啓発

地域によっては、介護は家族（女性）の仕事という考えがあり、そんな所では福祉サービスを利用する家族に冷たい視線が送られます。

要介護者を抱えた家族や子育て中の母親がリフレッシュのためにサービスを利用しようとする、「遊びに行くために預けるとはけしからん。ダメな嫁（妻）だ」と言われることもあります。

これからはサービスを上手に利用して、介護や子育てしていく社会をつくっていく必要があります。そのために、福祉サービスを利用することに対する理解を普及していくことと共に、福祉サービス情報を多くの方に周知していくことが重要です。

④高齢者に対する男女共同参画への理解の促進

高齢者は、とりわけ男女共同参画への関心と理解が薄い年齢層です。三世代が無理せず、のびのびと暮らしていくためには、高齢者も男女共同参画についての理解を深めることが必要です。

老人クラブは男性主体の運営になりがちのため、女性の参加が少ないのが現状であり、これからは集まりなど、あらゆる機会を通して男女共同参画についての理解を広めていくことが重要です。



中高年のリラックス体操

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

③福祉サービス利用の啓発

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	地域ケア会議の設置・運営。	高齢福祉課	
◎	サービスを上手に利用して、介護や子育てをしていく社会づくりと、そのための福祉サービスを利用することに対する理解を普及する。	高齢福祉課 子育て支援課 社会福祉課	○
◎	上手なサービス利用、苦情、困り事相談が気軽にできる窓口を充実する。	高齢福祉課 社会福祉課	○
○	気軽に利用できるサービスメニューを充実し、その利用を啓発する。	高齢福祉課	
○	介護の社会化を理解、促進する学習機会と情報の提供。	高齢福祉課 社会福祉課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の家族の会を充実する（介護者の悩みや上手なサービスの利用の仕方を話し合い、男性も積極的に参加できるようにする）。 ・男女共同参画の視点に立った介護、看護を学習し、近くの高齢者に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇をとりやすくする。 ・福祉事業の会社では家族の相談・苦情を積極的にとりあげる。

④高齢者に対する男女共同参画への理解の促進

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	いきがい大学講座のメニューに男女共同参画についての講座を取り入れる。	高齢福祉課	
○	「広報えな」等で楽しく分かりやすい高齢者向けの啓発活動を行う。	高齢福祉課 まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロンや老人クラブなどに男女共同参画をテーマにした劇やゲーム等で楽しく分かりやすい啓発をする。 ・高齢女性たちの趣味のネットワークづくり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の再就職。

2. 地域での男女共同参画

(2) 地域での社会参加の促進 - I -

取り組むべき課題

① 地域社会における慣例の改革

◇ 役職は適材適所で

これまでの地域社会では、「男性が役職に就き、実務は女性がやる」という分担が慣例として行われてきました。この慣例を変えようとする、仲間はずれにされてしまうこともあります。

このような地域社会は、女性や若者にとって息苦しく、入りづらい社会です。年齢や性にかかわらず、適材適所で地域社会の役職を決めていける仕組みづくりが必要です。

◇ 男女の意識改革

女性が市議会議員や農業委員、自治会長になっても、不自然ではない時代になっていますが、いまだに地区の会議などには男性が家を代表することが多くあります。

そこで、しっかり仕事のできる人が、男性でも女性でも地域の代表として活動し、はっきりと意見を述べることができる社会が求められます。そのために、誰もが物怖じせずに積極的に意見を述べられる環境づくりが大切です。

② 子どもの行事への男性の参加促進

子どもが成長していく過程では、親が参加する行事が数多くあります。そうした行事に参加することは、親と子が絆を深め、理解を深めていくために大切なことです。

しかし、これまでのところ、PTAの集まりや子どもの部活動の同伴などへは、男性が出ることが少なく、子どもの行事へは女性が出るものだという思い込みが、とりわけ男性に強くあります。

これからは、男性は積極的に子どもの行事に参加し、子育てを共に担っていくことが重要です。



親子木工教室

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①地域社会における慣例の改革

◇役職は適材適所で

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	女性や若者の意見を聞く仕組みをつくる。	まちづくり推進課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が発言しやすい環境をつくる。 ・地域役員の中に女性を必ず30%入れる。 ・地域協議会や自治連合会に女性役員の登用を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員が自治会等の役員（委員）になった時、行事に参加しやすい職場づくり。

◇男女の意識改革

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	広報でリーダーシップをとる男女の特集を組む。	まちづくり推進課	
○	地域の委員会等へ積極的に女性を登用する。	全課	

わたしたち（市民）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり市民協会の男女共同参画部会を中心に市民の手で男女共同参画を推進する。 ・地域協議会や自治連合会に女性役員の登用を増やす（再掲）。 ・特産品の開発などに女性のスタッフも加わり視点を広げる。

企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産品などを共同で開発する（食品会社など）。

②子どもの行事への男性の参加促進

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	子供行事を父母が参加しやすい日程にする。	学校教育課 社会教育課 子育て支援課	○
○	男性が子育てや教育に関わることの大切さを様々な機会を通して普及啓発する（例：母子手帳だけでなく父子手帳の交付も必要）。	社会教育課 健康推進課 まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・男性の積極的参加を呼びかける。 ・男性は積極的に子供の行事に参加し、子育てを共に担っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに参加しやすい制度をつくる。 ・授業参観や懇談会に休暇をとりやすくする。

2. 地域での男女共同参画

(2) 地域での社会参加の促進 - II -

取り組むべき課題

③女性のリーダーシップの育成と発言力の向上を図る

誰もがその能力を十分に発揮するためには、さまざまな場面で女性が指導的な役割を引き受け、着実に実行し、その責任を引き受ける、といったことが必要です。

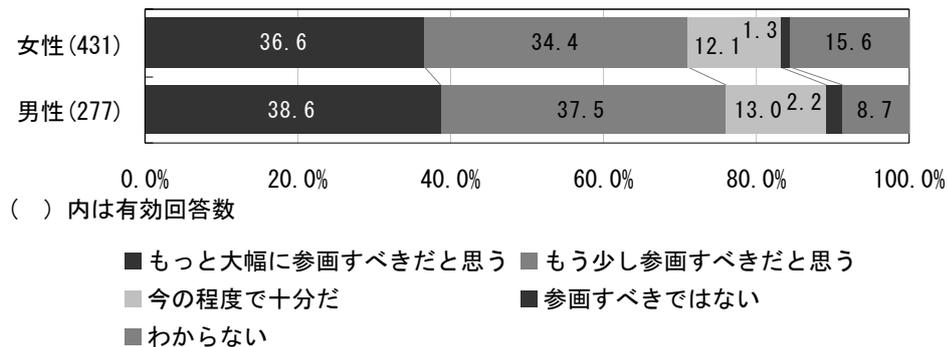
女性がどんなに潜在的に能力を持っていても、それを実際の仕事・役職に就かなければ活かされません。リーダーシップを育成するためには、女性に指導的な役割を与えることが必要です。

また、女性自身もそうした機会から逃げずに、自ら積極的に引き受けてやってみる気概が必要です。その一步がその人の人生を変え、地域を変える突破口となるのです。

地域社会は、今、さまざまな問題を抱えています。介護問題、子育て問題、治安問題、教育問題、環境問題、後継ぎ問題などです。こうした問題を解決するためには、従来、見過ごされてきた別の視点から物事を見る、ということが必要不可欠です。すなわち、男性の視点からは、抜け落ちていたものを女性の視点から見て、それを表現することが大切です。これが政治の場において、女性の代表が登場することの利点の一つです。

しかし、今までの習慣で女性は代表となって意見を述べる事が少なかったもので、現在でも、代表になる事を拒む人や、発言する機会があっても地域や親戚などの目を気にして発言できない人が多く見られます。こういった状況を変えていくことが大切です。

図-6 男女別にみた女性の指導的な立場への参画に対する考え



(出典：「旧恵那市男女共同参画プラン」策定にあたってのアンケート調査 調査結果報告書)

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

③女性のリーダーシップの育成と発言力の向上を図る

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民（多様な団体・企業などと協働して取り組むもの）
◎	各種委員会等の女性比率3割以上を目指す。	総務課 全課	
○	男女共同参画を推進するための人材バンクを設置する。	まちづくり推進課	○
○	女性リーダーの養成講座を開催する。	まちづくり推進課	○
○	審議会等へ女性を積極的に登用する。	全課	
○	自主的な参加を促し、参加したい人を受け入れる枠をつくる。	全課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・地域特産物を利用した商品開発に積極的に取り組む。 ・男女共同参画を推進するための人材バンクに積極的参加する。 ・女性リーダーの養成講座に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在職中の女性に対する職域拡大、職業能力の向上のため必要な情報提供、相談、研修を受けられる機会を広げる。



生涯学習事例発表

2. 地域での男女共同参画

(3) 地域での子育て・介護支援 - I -

取り組むべき課題

①子育ての社会化（地域の子育て支援）

恵那市では子どもたちが祖父母と同居している、いわゆる三世帯世帯が多く、そこでは働く母親、父親が祖父母に子どもを預けることができます。また、同居でなくても近くに住んでいることが多くあります。しかし、祖父母が同居または近くに住んでいない世帯では、女性が仕事を辞めざるを得ないことがあります。

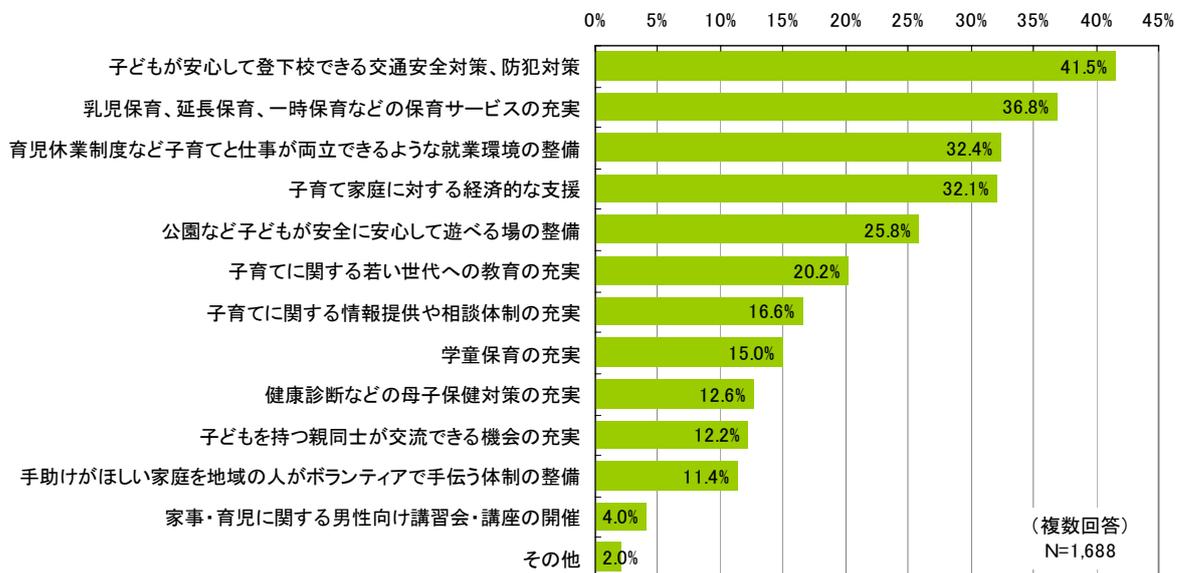
今後、女性が仕事を持つことが求められる社会になっていく中で、子育てに対して、地域が強力に支援していく必要があります。また女性の就労の実態に応じた時間外保育※や病後児保育※などの保育サービスも必要です。

現在では、保育所で十分対応できないサービスを地域社会が主体となって作りだしつつあります。子育てを支援したい人が何らかの拠点・組織をつくり、そこに支援を必要とする人が訪問し支援を受ける、といった形も出来つつあります。専業主婦の母親たちでつくる育児グループにおいて、気楽に子どもを預けあったり、育児の悩みを相談しあったりしている所もあります。

また、育児の悩みは乳幼児を持つ母親や父親だけではなく、小中学生や高校生を持つ母親や父親にも、不登校やいじめ、登下校の安全性、子どもの急な発熱に対応できないなどの父母の勤務体制の問題など多くの悩みを抱えています。

今後、親が働いている、いないにかかわらず、育児に悩む母親や父親を、地域社会があらゆる形で支援していくことが必要です。今後、こうした組織が、NPO法人※になっていくことも十分考えられます。

図-7 安心して子育てするために必要なこと



(出典：「恵那市総合計画」策定に向けた市民意識調査結果 報告書)

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①子育ての社会化（地域の子育て支援）

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	子育て支援センターの運営。	子育て支援課	
◎	放課後児童クラブの運営。	子育て支援課	
◎	児童厚生施設の機能充実。	子育て支援課	
◎	乳幼児学級と3歳子育て広場のための託児ボランティア。	子育て支援課 健康推進課 まちづくり推進課	
◎	幼稚園での延長保育。	学校教育課	
◎	保育園での延長保育。	子育て支援課	
◎	特別保育サービス（延長保育・障害児保育・乳幼児保育）を実施する。	子育て支援課 学校教育課	
◎	子どもが安心して登下校できる交通安全・防犯対策の実施。	防災対策課 学校教育課 まちづくり推進課	○
○	子育て支援センターを充実する。	子育て支援課	
○	ファミリーサポートセンター事業を充実する（広報、行政のバックアップ）。	子育て支援課	
○	空教室を利用した放課後子どもプランを実施する。	子育て支援課 社会教育課 学校教育課 まちづくり推進課	
○	病児保育の実施。	子育て支援課 健康推進課	
●	幼保の一元化を実施する。	子育て支援課 学校教育課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもたちに声をかけ合う。 ・三世代交流を図る。 ・ラジオ体操への参加を呼びかけ合う。 ・地域での子育てグループをつくる。 ・防犯パトロール隊の活動参加。 ・ワンワンパトロール隊の活動参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社等の車にも防犯ステッカーを貼り見守り隊になる。 ・急病や災害等緊急時に休暇をとりやすくする。

※時間外保育

保護者の仕事の関係で、通常の保育時間を超えて保育することです。

※病後児保育

子どもの体調が悪く、保護者が仕事や急な用事で、そばにいられない時や病気回復期のため集団保育が困難な場合、もしくは保護者も看病などで疲れている時など、保護者に代わって看護師と保育士が保育することです。

※NPO法人

特定非営利活動法人の略称です。平成10年3月に制定された「特定非営利活動促進法」に基づき設立される団体で、法人格を有し、ボランティア活動、市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進を図ることを目的としています。



ワンワンパトロール隊

2. 地域での男女共同参画

(3) 地域での子育て・介護支援 - II -

取り組むべき課題

② ボランティアによる子育て支援

子育て支援をしてみたいと思う市民が、何らかの組織をつくってボランティアとしての子育て支援を試みようとしています。こうした人たちが、実際に活動をはじめる際に、必要な情報を提供し、活動の支援やボランティアをする人を育成していくことが大切です。

③ 子育て相談の充実

育児に悩む親はとて多く、特に3歳未満児を持つ母親には不安定な時期があり、適切な相談相手や窓口が分からないため、個人で抱え込んでしまうことがあります。その結果、子どもの虐待におちいる人も少なくありません。このような形で児童虐待に走る親は現在では増加するばかりです。

そのために、子育てに悩む親たちが気楽に訪れ、十分に相談に応じることのできる機会や窓口の充実が必要です。



みんなで子育て活動

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

② ボランティアによる子育て支援

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	子育てに関するボランティア保険を充実する。	子育て支援課 まちづくり推進課 社会教育課	
○	子育て支援者養成講座の実施。	子育て支援課 まちづくり推進課 社会教育課	○
●	乳幼児家庭を訪問できる専門職ボランティアの育成。	健康推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもたちに声をかけ合う（再掲）。 ・三世代交流を図る（再掲）。 ・ラジオ体操への参加を呼びかけ合う（再掲）。 ・地域での子育てグループをつくる（再掲）。 ・あいさつ運動を実施し、登下校の見守りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに参加しやすい環境づくり。

③ 子育て相談の充実

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	子育て支援センターの運営（再掲）。	子育て支援課	
◎	育児心理相談の実施。	健康推進課	
○	子育て相談員を充実する。	子育て支援課	
○	子育てに関する相談窓口の紹介を充実する。	子育て支援課	
○	中学生・高校生に単発ではなく、継続的な乳幼児の交流を実施する（親になるための準備教育）。	子育て支援課 社会教育課 学校教育課	
●	親育て講座などの実施（みんなが受けるよう通過点にする）・子育て家庭に親育てハンドブックなどの配布（簡単で見やすいもの）をする。	社会教育課 子育て支援課	

わたしたち（市民）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員※や母子推進委員、教育相談員を中心として地域での子育て相談役を周知する。 ・地域での子育て家庭を見守る（虐待・非行等）。

※主任児童委員

担当区域を持たず、児童の福祉に関することを専門的に担当する委員として、児童相談所など児童の福祉に関する機関と区域担当児童委員との連絡調整を行うと共に、子どもを生み育てる環境づくりを目指した活動を行う際には、その中心的役割を果たし、関係機関や区域担当児童委員と連携して積極的に活動します。

2. 地域での男女共同参画

(3) 地域での子育て・介護支援 -III-

取り組むべき課題

④男性の育児・介護休業制度の取得の促進

育児・介護休業制度※については、女性だけでなく、男性も当然取得できます。しかし、周囲の人の理解不足などから、取りたくても取得できないのが現状です。また、公務員と民間企業（特に中小零細）では、育児介護休暇の取り方に大きな違いがあります。地元の中小零細企業ではとりにくく、取れたとしても職場復帰が難しい面もあります。

この様な現状を変えていくためにも行政が率先して男性の取得を推進するとともに制度の必要性を企業に示すことが重要です。

⑤地域での介護支援

高齢化の進行とともに心身の機能が低下し、誰かの介護なしには日常生活を送れない人が増加しつつあります。要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいというのがほとんどの人の希望です。しかし、これまで在宅介護というと、家族の中の女性（姑・嫁・娘）に負担が集中する傾向がありました。夫の親、自分の親、そして夫を介護している女性、介護のため仕事をやめざるを得なかった女性、介護をしているうち自分の健康を害してしまった女性がたくさんいます。今後の地域の役割は、女性であれ、男性であれ、介護にあたる家族の人生をより豊かにするために、要介護者を地域で支えるシステムをつくり、運営していくことが必要です。

今後、単独世帯が増加していくことを考えれば、家族に依存しなくても安心して老いを迎えられる地域づくりは、何よりの急務といえるでしょう。

そのため、介護のあり方、さらには老いの過ごし方を地域で捉えることが大切です。自分たちにとって必要で使いやすい介護サービスについて勉強したり、話しあうことが必要です。「女性まかせで女性泣かせの在宅介護」から「サービスを利用して男女共に、らくらくできる在宅介護」の地域づくりが求められます。

⑥ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の就労環境は、依然として厳しく、悩み事を相談できる場所もあまりありません。

そこでひとり親家庭の親が悩みを相談したり、安心して子どもを預けられる場所をつくっていくことが重要です。また、母子家庭でも父子家庭でも、働くことと子育ての両立は同様に厳しく、両立を目指す親を社会的に支援していく必要があります。

※育児・介護休業制度

育児休業とは、1歳未満の子を養育する労働者が、その子が1歳に達するまでの間休業できる制度です。介護休業とは、介護の必要な家族のいる労働者が、その家族の介護のために最長3ヶ月間休業できる制度です。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

④男性の育児・介護休業制度の取得の促進

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	育児休業・介護休業制度の取得を啓発する。	子育て支援課 まちづくり推進課	
○	広報等により育児・介護休業制度を紹介する。	子育て支援課 まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
・将来の家族のため自分のため男性が1週間でも育児・介護休暇をとる。	・育児休業・介護休業制度を取得できる職場環境をつくる。

⑤地域での介護支援

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	介護保険についての市民の認識が深まるよう、十分な広報活動、情報提供を行う。	高齢福祉課 まちづくり推進課	
◎	地域ごとの介護ニーズをよく吸い上げる努力をする。	高齢福祉課	
◎	福祉、介護に関するボランティア活動の支援をする。	高齢福祉課 まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会（ふれあいサロン）で、介護保険についての学習会を開く。 ・自治会、老人クラブなどで優れた地域ケアシステムのある自治体や地域を訪問し、自分の地域の参考にする。 ・市民一人ひとりが自らの老いと介護について青写真をつくり、またそれについて家族と十分に話し合う機会を持つ。 ・介護に関する各種ボランティア活動を行う。

企業で取り組んでほしいこと
・介護休業制度をとりやすい環境の整備をする。

⑥ひとり親家庭への支援

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	子どもが放課後や休日に集れる場所の確保をする。	子育て支援課	○
●	ひとり親家庭の支援制度を充実する。	子育て支援課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人はひとり親家庭を温かく見守る。 ・父子家庭祖父母の会への参加を呼びかける（実施）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職・就労条件の改善。 ・授業参観や懇談会に出席しやすくする（再掲）。

2. 地域での男女共同参画

(4) 学校での意識改革

取り組むべき課題

①教育関係者・PTAの男女共同参画への理解と促進

学校における男女共同参画は、教師の待遇面については実現しつつありますが、教師や保護者への男女共同参画意識の浸透という面では、まだ課題があると思われます。例えば、恵那市ではこの5年間、小中学校のPTA会長は全て男性が務めています。(平成18年11月現在)

このような現状を改善し、教師や保護者の男女共同参画への理解や行動を促すためには、その意義や重要性を学習する場が必要になります。

②保育園、幼稚園、学校での生活を通じた児童・生徒の男女共同参画への理解の推進

子どもたちは、保育園、幼稚園、学校での生活においても、性差による分業を前提とした慣行や考えに日常的にさらされている面があり、例えば、名前を呼ばれるのはいつも男子生徒から先であったり、ロッカーの位置が女子生徒は下であったりします。子どもたちが、保育園、幼稚園、学校での生活の中で何気なく接しているこのような慣行が、子どもたちに性別役割分担意識を植え付けている可能性は否定できません。

一人ひとりの能力と個性が最大限に活かされ、子どもたちがのびのびと学校生活をおくることができる環境づくりの中で、性差による固定的な扱いを受けることのない、保育園、幼稚園、学校の整備を目指すことが必要です。

保育園、幼稚園、学校の日常が、子どもたちにとって、男女共同参画の正しい学習と実現の場になることが理想です。

③男女混合名簿の推進

現在、恵那市では、約半数の学校が男女の名前が別に分類され、多くの場合は男性から先に呼ばれています。こうした日常が、子どもたちに性別役割分担意識を知らぬうちに植え付けているとは言えないでしょうか。そう考えると、例えば名簿を男女混合にして活用することは、教師や子どもたちが、男女共同参画を身近な生活の中で考える第一歩となりえる試みです。

恵那市でも、学校によってはすでに実施されています。この先行事例を参考にしながら、男女混合名簿を多くの学校などで取り入れていくことは有意義な営みであると考えます。

図ー8 恵那市内小・中学校における男女混合名簿の実施状況

○実施校	—	12校	○不実施校	—	11校
------	---	-----	-------	---	-----

(平成18年11月現在 ワーキングチーム調べ)

※男女混合名簿

学校で広く用いられている「男女別名簿」に対して、性別で分けずアイウエオ順や生年月日順などにより男女を一緒にした名簿のことです。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①教育関係者・PTAの男女共同参画への理解と促進

行政が取り組むこと（学校が取り組むこと）			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	教師を対象とした学習会の実施。	学校教育課 社会教育課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと（保護者会やPTAが取り組むこと）

- ・保護者会、PTAの各種委員会でのPTA広報誌による情報提供を行う。
- ・まちづくり市民協会によるヒアリング調査を行うことにより、市民への普及啓発を行う。

②保育園、幼稚園、学校での生活を通じた児童・生徒の男女共同参画への理解の推進

行政が取り組むこと（学校が取り組むこと）			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	総合的学習の時間・道徳の時間を活用し、男女共同参画についての理解を図る。	学校教育課 子育て支援課	○
●	保育園、幼稚園からの通信などで男女共同参画に関する特集を組む。	学校教育課 子育て支援課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと（保護者会やPTAが取り組むこと）

- ・PTA広報誌で男女共同参画に関する特集を組む（意識調査、要望）。
- ・父母が幼・保・学校の行事に参加して現状を把握する。

③男女混合名簿の推進

行政が取り組むこと（学校が取り組むこと）			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	男女混合名簿を全地域に導入する。	学校教育課 子育て支援課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと（保護者会やPTAが取り組むこと）

- ・保護者会、PTAからの学校や園に対して積極的に提言する。



2. 地域での男女共同参画

(5) 地域での人権尊重

取り組むべき課題

①性の商品化の排除

人間を評価する際に、人格全体でなく、例えば「美しさ」と言った面だけを取り上げることは、これまでよく行われてきました。「ミス〇〇」といった表現には、美しさこそが女性の価値を左右する重要な基準だという主張が隠されています。また、それらから女性を商品化していることが今までは多分にあり、近年では、性の商品化の低年齢化もみられます。

恵那市では、今後もメディアにおける性の商品化をなくしていくような対策を行っていく必要があります。

②差別の無い地域づくり

現在、国際化が進む中で、恵那市で生活する外国人も増えています。しかし、外国人だから文化も習慣も違うと偏見を抱いてしまう。また、外国人も同じ理由で地域に溶け込めない。そうした環境を変えるため地域行事へ誘うなど、積極的にコミュニケーションをとっていくことが必要です。

図-9 恵那市の外国人居住者数

国名	人口	国名	人口
ポリヴィア	1人	マレーシア	2人
ブラジル	174人	モルディブ	1人
カナダ	1人	パキスタン	1人
スリランカ	4人	ペルー	47人
中国	93人	フィリピン	103人
コンゴ民主共和国	5人	ポーランド	1人
ドミニカ共和国	1人	ルーマニア	6人
エル・サルヴァドル	1人	タイ	3人
インド	1人	タンザニア	1人
インドネシア	6人	英国	5人
朝鮮	15人	米国	15人
韓国	103人	ベトナム	22人
		合計	612人

平成19年1月1日現在

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①性の商品化の排除

行政が取り組むこと（学校が取り組むこと）			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	自分を大切にする性教育の実施。	学校教育課 社会教育課	○
○	モニター制度の導入による監視体制を強化する。	まちづくり推進課	

企業で取り組んでほしいこと

- ・人権尊重や性の商品化に関する意識改革のための学習を行う。

②差別の無い地域づくり

行政が取り組むこと（学校が取り組むこと）			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	日本語教室の開催。	まちづくり推進課	○
●	外国人の相談窓口の設置。	まちづくり推進課	○
●	独自の文化を伝える企画を実施する。	まちづくり推進課 文化課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと

- ・地域の行事に誘って、心や言葉の壁を取り除く。



国際交流の場（コンゴ料理教室）

2. 地域での男女共同参画

(6) 地域での活動の推進

取り組むべき課題

①男女共同参画社会に向けて市民の自主的な活動の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と行政がそれぞれの立場から協力し合うことが極めて重要です。

市役所においても、男女共同参画の基本的なねらいとその必要性が十分に理解され、行政運営に的確に反映される必要があります。

市民も男女共同参画の実現に向けて行政と連携できるよう、あらゆる機会を活かし、自覚を持つことが大きな課題です。

②男女共同参画の理念の市民への啓発

一部の市民だけが、男女共同参画について学習し理解していても、市民の多くがそのことに無関心だったり、無理解だったりすれば、男女共同参画社会の道はまだ遠いことになってしまいます。また、男女共同参画と聞いただけで抵抗感を現す人も多く、一部で誤って伝えられてもいます。

市民の多くが男女共同参画のねらいや目標を十分に理解し、それを正しく実践していけるように各地域や集会で情報提供をしていくことが必要です。

地域の各種の集まりで講演会や研究会、分科会などをもって、老若男女すべての市民が男女共同参画の必要性を認識できるように努力することが必要です。

③三世代交流の推進

高齢者との交流の中で教わる事は数多くありますが、現在、核家族化で高齢者との関わりが少なくなっています。また、高齢者と子どもの関わりはうまくいくが、高齢者と子供の親世代ではうまくかかわりが持てていない家庭もあります。

高齢者が子どもと交流することで高齢者の心身が活性化され、ひいては認知症の予防につながると期待されています。また、親は安心して子どもを預けられるなど、三世代交流を行っていくことは重要です。



男女共同参画活動展示

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①男女共同参画社会に向けて市民の自主的な活動の推進

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	男女共同参画プランの推進。	まちづくり推進課	○
◎	恵那市次世代育成支援行動計画、恵那市老人保健福祉・介護保険事業計画、恵那市地域福祉計画（策定予定）、恵那市障害者福祉計画（策定予定）、恵那市協働のまちづくり指針（策定予定）などの推進。	社会福祉課 高齢福祉課 健康推進課 子育て支援課 まちづくり推進課	○
○	まちづくり市民協会との協働を図る。	全課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり市民協会による学習講座を開催する。 ・協働で講演会や研究会を各地域で開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会などに企業も積極的に参加する。

②男女共同参画の理念の市民への啓発

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	差別のない社会を実現するために、人権思想の普及・啓発をする。	社会教育課 総務課 まちづくり推進課	
◎	フォーラムを開催し、プランの周知を図る。	まちづくり推進課	○
○	図書館に男女共同参画コーナーを設ける。	社会教育課 まちづくり推進課	
○	男女共同参画の理念をやさしく楽しく伝えられるよう工夫する。	まちづくり推進課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・市民講師による身近なところから楽しく学習する。

③三世代交流の推進

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	三世代交流の大切さを学校や広報えなから親世代に伝える。	学校教育課 子育て支援課 高齢福祉課 まちづくり推進課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロンなどに三世代交流の計画を盛り込む。

3. 職場での男女共同参画

(1) 職場の意識改革 - I -

取り組むべき課題

① 経営者・管理者の意識改革

企業・職場の中には、職種や職域を性によってあらかじめ限定しているところが未だに残っています。男性は基幹労働に、女性は補助労働に固定するのが一般的です。

これからは男女の性にこだわらず、一人ひとりの能力や個性に従って仕事ができる職場づくりを進める必要があります。

そのためには、雇用管理の責任者である経営者や管理者の考えを、従来の、男性は多様な役割を担う「基幹労働」、女性はそれを補助する「補助労働」という意識から、「一人ひとりの能力と個性に応じて働いてもらう」といった意識に変えていく必要があります。

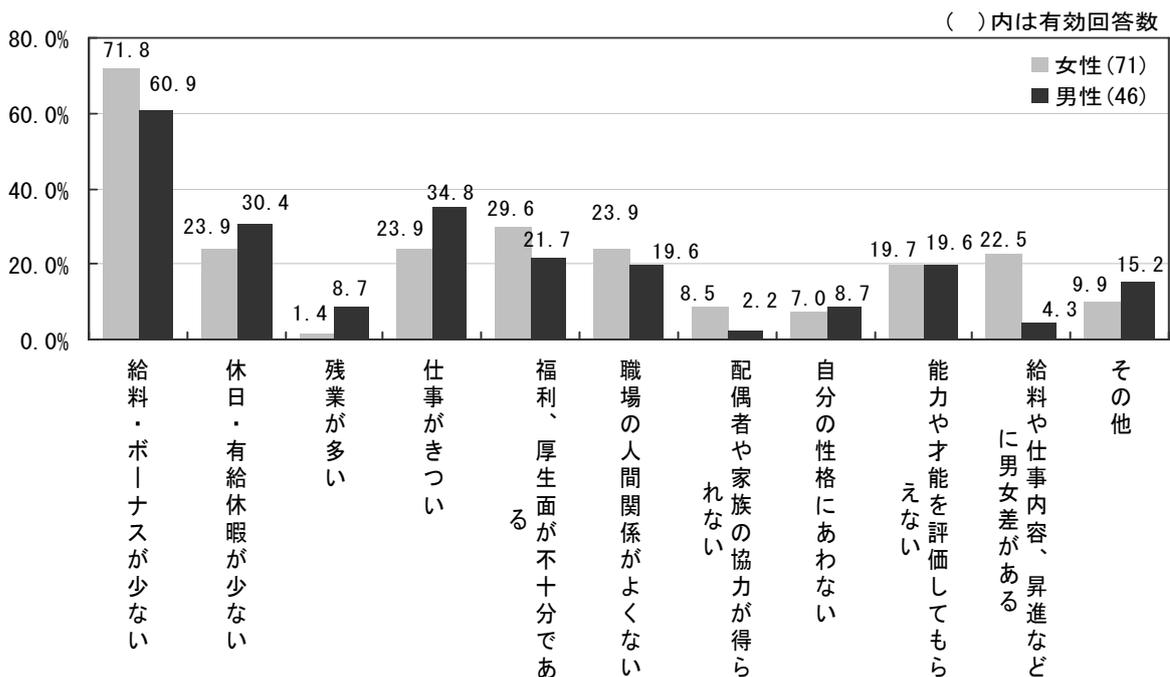
② 職場の男女差別による慣例の解消

男女が同じ仕事をしているのに同じ賃金を支払われないなど、明白な直接的差別に加えて、同じ職場で結婚したら女性が辞めなくてはいけないなど、募集・採用や昇進の要件、家族手当などにおいて、制度や慣行などに見られる間接的な差別があります。

こうした慣例は、女性の社会参加の大きな足かせになっています。このことが、女性の就労意欲を減退させることにもつながっています。

今後は、根強く残っている男女差別の慣例を解消していく必要があります。

図ー10 男女別にみた現在の仕事が不満な理由



(出典:「旧恵那市男女共同参画プラン」策定にあたってのアンケート調査 調査結果報告書)

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①経営者・管理者の意識改革

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	男女の区別なく個の確立を目指す研修をし、能力を引き出す。	総務課	
○	男女雇用機会均等法などの制度についてわかりやすく啓発する。	まちづくり推進課	
○	女性の管理的分野への参画促進と企業・団体へ女性の管理職登用への呼びかけをする。	まちづくり推進課	

企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・企業内で男女雇用機会均等法、労働基準法を遵守する。 ・経営者の雇用管理の方針によって企業内の男女共同参画は大きく前進する。 ・中間管理職（課長、係長）の女性に対する指導・教育をする（男性と差をつけない）。 ・人材育成について男女の差別をなくし、雇用に関して責任を持つ。 ・研修・教育プランに男女共同参画を盛り込み、女性の能力を引き出す。 ・男女の区別なく個の確立を目指す。 ・男女共同参画についての自発的な研修を行うグループに援助をする。

②職場の男女差別による慣例の解消

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	一方の性にのみ、もっぱら不利益が及ぶような制度や慣行などをなくすための啓発をする。	まちづくり推進課	
○	結婚・出産したら女性は退職、夫婦で同じ職場に勤めていて一人が管理職になったらその配偶者は退職するなどの慣行をなくすよう働きかける。	まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・職場で、男女お互いが尊重しあう意識を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・慣例による結婚・出産退職をなくす。 ・採用後の教育、訓練は男女に差をつけない。 ・性別で判断せず、能力・業績によって評価し、賃金面・処遇面を平等に扱う。 ・一方の性にのみ、もっぱら不利益が及ぶような制度や慣行などをなくす。

3. 職場での男女共同参画

(1) 職場の意識改革 - II -

取り組むべき課題

③労働時間短縮に向けての啓発

企業・職場では、総労働時間※の増大が目立ち、労働者がゆとりのある家庭生活を送れず、さらには心身のリフレッシュや地域活動への参加の時間が十分に取れていません。

労働者の健康保持や家庭と仕事の両立を実現するためにも、総労働時間を短縮する必要があります。

④自営業等に対する支援

自営業や専業農家では、家族労働者が大半を占めるため、一人ひとりの労働条件や労働環境が整備されていないだけでなく、労働への評価がしっかりとされていないことが多くあります。また、仕事と家庭の区分けが明確ではないために、男女共同参画への経営者の意識も低い傾向があります。

女性がやる気を出して仕事に取り組むためにも、女性の職域拡大促進のためにも、女性の労働条件を定めたり、女性の労働に対する適正な評価の仕組みをつくる必要があります。



寒天づくり体験



※総労働時間

労働者が1か月以内の一定期間（清算期間）内において労働すべき時間として定められている労働時間のことです。

※ワークシェアリング

各々の労働時間を短くすることによって、その分、従業員を増やし、あるいは解雇する従業員数を減らし、雇用機会を増やすことです。

※フレックスタイム制

1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするものです。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

③労働時間短縮に向けての啓発

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	総労働時間短縮に向けての情報提供などによる意識改革をする。	商工観光課 総務課	○
○	ワークシェアリング※の導入についての情報提供をする。	商工観光課 総務課	○
○	フレックスタイム制※、ボランティア休暇※やリフレッシュ休暇※などの各種休暇制度の周知を図る。	商工観光課 総務課	○
○	完全週休2日制の推進。	商工観光課 総務課	○
○	ノー残業デーの推進。	商工観光課 総務課	○

企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーを取り入れる。 ・フレックスタイム制、ボランティア休暇やリフレッシュ休暇などの各種休暇制度を取り入れる。 ・年次有給休暇の取得しやすい環境をつくる。 ・ワークシェアリングの導入について検討する。

④自営業等に対する支援

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	自営業などで働く人の労働条件と環境づくりの情報提供をする。	商工観光課	○
○	女性の生産技術や経営能力の開発と活用の推進。	商工観光課	○
○	家内労働や農業に従事する女性への情報提供。	農業振興課 まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業（農家）で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・女性が生産や経営面での方針決定の場へ積極的に参画する。 ・家族で経営方針などの協定を行い、女性の農業労働や家事労働が適正に評価される環境づくりをする。 ・家族経営協定を推進し、女性の経営参画を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・酪農ヘルパーの活用。 ・家族経営協定※の作成。

※ボランティア休暇

社員が社会貢献度の高い(非営利目的の)奉仕活動への従事を希望した際に、仕事との両立を図りながら、社会に貢献できるように社員を支援する制度のことです。

※リフレッシュ休暇

職業生活の筋目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数などの一定の要件に合致する労働者に付与する休暇のことです。永年勤続休暇等もこれに含まれます。

※家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

3. 職場での男女共同参画

(2) 働く人の意識改革

取り組むべき課題

①男女の意識改革

平成14年に政府が行った調査によると、結婚前には88%だった女性の就労率は結婚後は63%に低下し、さらに出産後は23%に低下します。子育てと仕事が両立できる環境が整っていないため、仕方なく辞める人がほとんどです。「仕事を続けたい」と考えつつも、辞めていかざるを得ないのです。

女性自身があきりと就業継続の意思を示し、働き続けるための条件や手段を要求していくことが必要です。これと並んで、職場全体で女性が仕事を続けるために必要な条件を整えることが求められます。

男性が育児休業を取ることを含めて、男女が同じ職場で同じように働くことを当然とするような市民の意識改革と並んで、仕事と家庭のバランスが取れる職場環境づくりの整備が求められています。

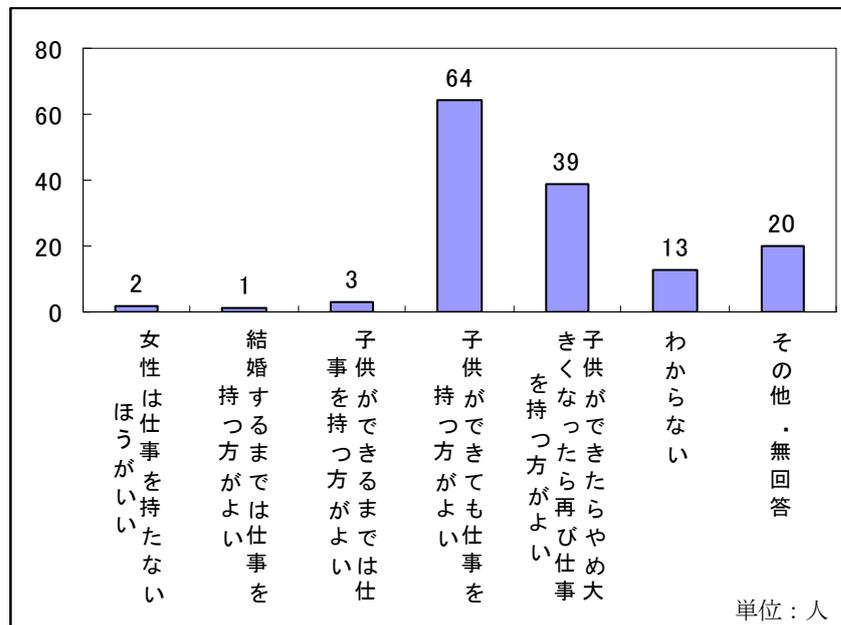
②差別とコミュニケーション

意思の疎通は、職場が円滑に運営されるためには不可欠です。

職場の仲間同士の会話や会議中に、不用意な差別発言がなされ、言った方は差別するつもりがないことが多いのですが、それによって苦痛や差別を感じる人がたくさんいます。

これらは、話しあうことで解決できることが多くあり、互いの理解が大切です。

図-11 女性が仕事を持つことについて



(出典：「男女共同参画アンケート調査」恵那市職員向け 結果報告書)

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①男女の意識改革

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	個々を尊重する共通の認識を持てるような啓発をする。	商工観光課 まちづくり推進課	
○	女性の意識改革を促進するための啓発をする。	まちづくり推進課	
○	企業・学校と連携して、中学生の企業セミナーを実施する。	商工観光課 学校教育課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと

- ・男女共に女性が働き続けることが当たり前であるという意識を深める。
- ・資格や知識を積極的に身に付ける。

②差別とコミュニケーション

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・職場の中で常に自由に話し合いができる環境をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内（特に労使お互いに）で男女共同参画やジェンダーを考える機会を設ける。 ・採用前の研修において、必ず男女共同参画に関する研修を行う。



女性のキャリア・アップセミナー



3. 職場での男女共同参画

(3) 職場における処遇と評価

取り組むべき課題

①男女の処遇の格差是正

能力が同じでも、性によって任される仕事の内容・分野が始めから決定され、その結果、昇進・昇格・昇給にも男女で大きな違いが出てしまう職場があります。

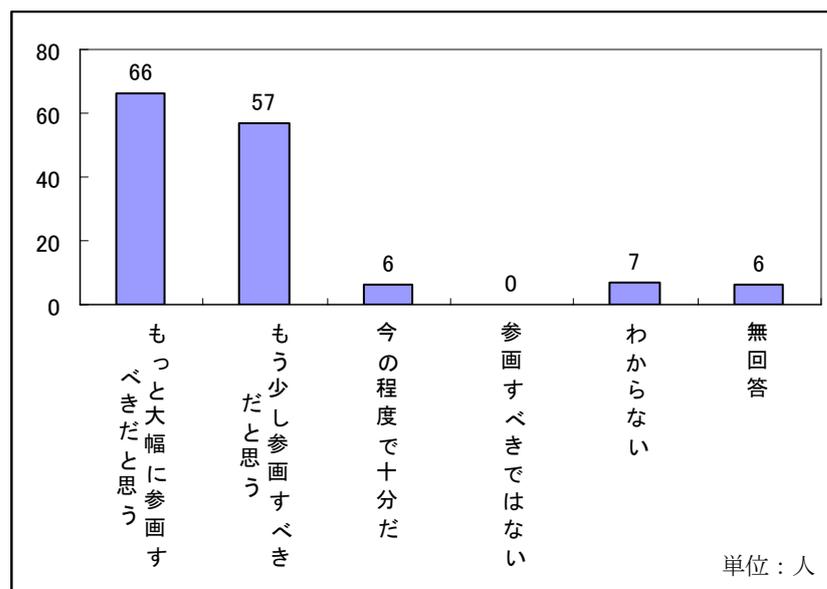
男女の処遇が固定的な性別役割分担に偏らない職場にするためにも、職場における男女の平等な処遇をつくり出し、男女が性によらず個性と能力によって処遇される環境整備を行い、男女間の様々な昇進・昇格の格差の原因となっている従前の雇用慣行を見直す必要があります。

②男女の勤務評価の格差是正

同じ仕事をしていても、男女によって、評価・評価が異なる職場があります。多くの場合、女性の評価が低く、その理由は、女性が結婚していることや子どもを持っていることなど、仕事とは何の関係もないことが多いのです。

このような評価の仕方を廃止し、男女共に仕事の成果によって等しく評価される仕組みづくりが必要です。

図－12 女性が社会や職場の管理職など会社の指導的立場に参画することについて



(出典：「男女共同参画アンケート調査」恵那市職員向け 結果報告書)

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①男女の処遇の格差是正

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	講座・セミナー・リーダー研修を実施する（地域がかたよらないような企画をする）。	まちづくり推進課	

企業で取り組んでほしいこと

- ・性別で判断せず、能力・業績によって適正に評価し、賃金面・処遇面を平等に扱う。（再掲）

②男女の勤務評価の格差是正

企業で取り組んでほしいこと

- ・女性に対する差別や偏見を改め、平等な勤務評価を行う（能力・実績などによる）。



3. 職場での男女共同参画

(4) 働くことと出産・子育て・介護の両立 - I -

取り組むべき課題

① 育児休業制度の理解と普及

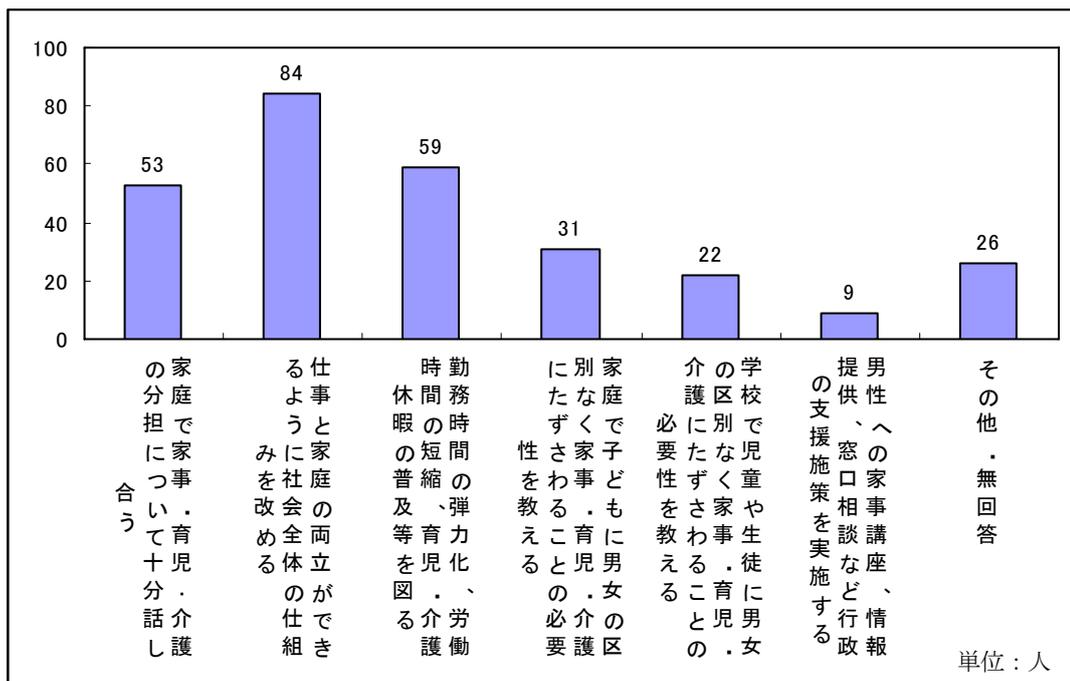
少子高齢社会※は、男女共に仕事を持ち、男女共に子育てや介護をする社会でもあります。労働力人口が減るわけですから男女共に働かないと社会を支えていけないからです。そうした社会にあって育児休業制度は、働く男女にとって、仕事と育児を両立させるためになくてはならない制度です。

しかし、育児休業制度の取得率は、企業規模によって大きく異なり、大企業ほど取得しやすく、中小企業では取得しにくい傾向があります。自営業や農業では、そもそも育児休業制度がない、というのが現状です。どのような企業で働いていても、どのような形で働いていても、育児休業が取れるようにするための具体的な支援や指導が必要です。

また、男性の育児休業取得者は、極めて少ないのが現状です。取得を阻んでいるのは、男性本人の考えもさることながら、職場の雰囲気や受け入れ体制、労働者世帯の経済的な問題などがあります。これからの少子高齢社会を生き抜いていくためには、男性も積極的に育児参加をする必要があり、積極的な育児休業の取得が必要です。

今後男女が安心して育児休業制度を利用するためには、各方面であらゆる支援や施策が重要です。

図-13 男性が家事・育児・介護に携わるためにはどのようにしたらよいか



(出典：「男女共同参画アンケート調査」恵那市職員向け 結果報告書)

※少子高齢社会

出生率の低下により子どもの数が少なくなり、長寿化により高齢者の割合が多くなる社会のことです。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①育児休業制度の理解と普及

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	男性職員の育児休業取得促進のための環境整備をする。	総務課	
◎	出産・育児の取り組みに対する姿勢を重視する。	子育て支援課 総務課	
○	育児休業制度を広報・パンフレット等で普及・啓発し、行政が市民のモデルとなるよう積極的に実施する。	総務課 まちづくり推進課 子育て支援課	
○	企業に対しての情報提供と啓発を行う。	まちづくり推進課 子育て支援課	
○	農業従事者に対し、家族経営協定を普及させるための広報を行う。	まちづくり推進課 農業振興課	
●	男性の育児休業取得率優良企業表彰の実施。	総務課 まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと

- ・男女が育児休業を取ることが当たり前であるという認識を広める。
- ・自営業、農業でもせめて産前産後休暇を取れるようにする。

企業で取り組んでほしいこと

- ・育児休業取得中に対し、情報提供や研修の機会を与え、安心して職場復帰できる環境をつくる。
- ・育児休業制度を社内規則に取り入れ明記する。
- ・従業員・配偶者出産休暇制度の実施。
- ・出産・育児・介護などで退職した人に対して期間を設け、再雇用する（条件付き）。退職－復帰－即戦力。
- ・育児休業・介護休業取得者が出ても困らないような職務体系づくり。



3才児健康診断

3. 職場での男女共同参画

(4) 働くことと出産・子育て・介護の両立 - II -

取り組むべき課題

② 出産・子育て支援の理解と普及

子育ては、妊娠・出産・育児休業期間中だけではなく、その後もきめ細かな育児支援をしていくことが必要です。例えば、恵那市においては、病後児保育や休日保育※の可能な保育所がなく、放課後児童クラブも少ないのが現状です。

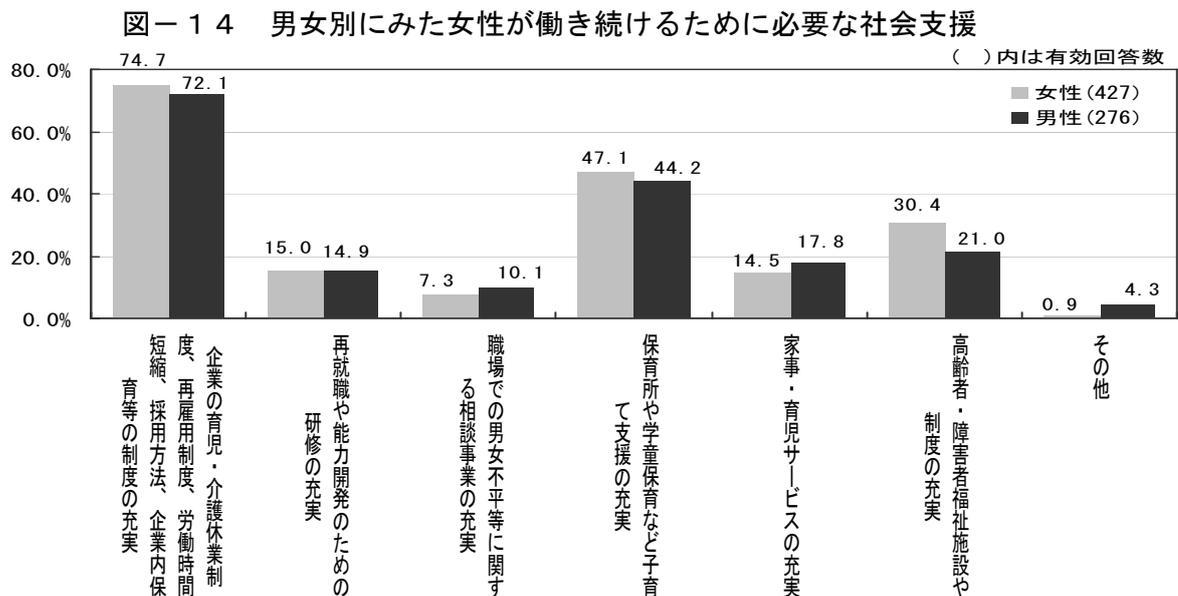
子どもは病気をしながら成長するものですが、制度や仕組みはその前提に立っていません。子どもの病気や緊急時（災害や警報が発令された時）に対応できる制度やしきみを整えることが急務です。

子育てを支援するためには、企業内に託児所を設置したり、妊娠・出産・産後の各期間を通しての職場・地域・社会全体で支えあうしくみづくりを進めていくことが必要になります。さらには、育児・介護休暇制度の普及と利用しやすい環境づくりを進めることも今後不可欠です。

③ 介護休業制度の理解と普及

今日、介護を必要とする高齢者は増加の一途をたどっています。自分の親や配偶者の親など、家族の介護によって仕事をやめざるを得ない人は、増加していますが、介護休業制度を上手に利用することによって仕事を続けることが可能です。

今後この制度の必要性は増すと思われます。市民がこの制度についての十分な知識・情報を持ち、実際に制度を利用しやすい環境づくりを進めることが重要です。



(出典：「恵那市男女共同参画プラン」策定にあたってのアンケート調査 調査結果報告書)

※休日保育

休日に保護者の仕事などの理由で家庭における保育が困難な児童を保育園等で保育することです。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

② 出産・子育て支援の理解と普及

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	子育て支援センターの運営（再掲）。	子育て支援課	
◎	ファミリーサポートセンター事業（再掲）。	子育て支援課	
◎	特別保育サービス（延長保育・障害児保育・乳幼児保育）の実施（再掲）。	子育て支援課 学校教育課	
◎	放課後児童プランの実施（再掲）。	子育て支援課	
◎	男性にも参加しやすいように、日曜日に「ひよこパパママ学級」、平日夜に「たまごパパママ学級」を開催（再掲）。	子育て支援課 健康推進課	
◎	児童センターの運営・学童保育所の支援。	子育て支援課	
◎	幼稚園での延長保育（再掲）。	学校教育課	
◎	公民館での乳幼児学級の開催。	健康推進課 社会教育課	
○	病後児保育、休日保育を実施する。	子育て支援課	
●	未就園児の1日入園（月1回）を実施する。	学校教育課	
●	夜間保育の取り入れ。	子育て支援課	○

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母を含めて、家族全員で子育てをする。 ・積極的に子育て支援センターを活用し、情報を共有する。 ・地域で行うボランティア（有償のものを含める）体制の充実。 ・地域で出産・育児における支援体制の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内に託児保育施設をつくり、人的資源の活用に努める。 ・勤務時間を細かく（分きざみ）管理し、働きやすい環境をつくる。 ・育児休業取得者が出て困らないような職務体系づくり。

③ 介護休業制度の理解と普及

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	介護休業制度を広報・パンフレット等で普及啓発する。	高齢福祉課 まちづくり推進課	
○	行政が市民のモデルとなるよう積極的に実施する。	総務課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度を認識し、活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度を社内規則に入れる。 ・家庭的な視点でのセミナーを開催し、意思向上を図る。 ・子の看護休暇制度の推進。

3. 職場での男女共同参画

(4) 働くことと出産・子育て・介護の両立 -Ⅲ-

取り組むべき課題

④育児休業・介護休業制度に対する社会的支援

育児休業中の所得補償は、最初の1年間（休業前の賃金の40%）にとどまっており、2年目からは補償がありません。せっかく育児休業を取れる期間が3年間まで延長されても、取りにくいのが現状です。

また、民間企業の介護休業の期間はわずか3ヶ月間で、所得補償はありません。高齢者の介護は育児とは違って長期間にわたることが多いため、仕事と介護の両立はとてみたいへんです。

育児・介護中の賃金補償の改善を考えると共に、制度を十分活用できるような環境と社会支援が必要です。

⑤一般事業主行動計画※の策定支援及び推進

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法※が施行され、次代の社会を担う子ども達が健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、国や地方公共団体による取り組みと共に、事業主も労働者が仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備など（「次世代育成支援対策」）を進めるための行動計画を策定・実施することが要請されました。

それぞれの企業が、子育て中の労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備を進めたり、子育て中でない労働者をも含めた全労働者の多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画時期、目標、その達成のための対策と実施時期を定める必要があります。

恵那市では、今後、事業主との連携を図りながら、行動計画の策定支援および普及推進に努める必要があります。

⑥恵那市役所特定事業主行動計画※の推進

恵那市役所では、職員の子育て支援対策行動計画（恵那市役所特定事業主行動計画）を平成17年4月に策定しました。

少子高齢化が進む中で、安心して子どもを生き育てられる社会づくりのために、職員一人ひとりが子育てに関する取り組みを深く認識し、次代を担う子ども達が健やかに育つ環境づくりに貢献する必要があります。

恵那市における、企業、職場などの見本となるように、職員の時間外勤務の縮減や子どもの出生時における父親の休暇の取得促進など、男女が共に育児休業などの制度を利用しやすい環境を整えていく必要があります。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

④育児休業・介護休業制度に対する社会的支援

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	介護相談時には介護休業制度を紹介する。	高齢福祉課	
○	育児相談時には育児休業制度を、パパママ学級などで紹介する。	子育て支援課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業・介護休業取得者への理解と支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者・管理者は育児休業・介護休業が取りやすい環境づくりに努める。 ・育児休業・介護休業制度取得者に対する職場内の理解を進める。 ・休暇取得状況等の実態と様々な問題点を把握する。 ・育児休業・介護休業取得者が出ても困らないような職務体系づくり。

⑤一般事業主行動計画の策定支援及び推進

企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画の策定及び推進。

⑥恵那市役所特定事業主行動計画の推進

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	全職員に周知を図る。	総務課	

※一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき事業主が労働者の仕事と子育てを両立させるため、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標を達成するための対策とその実施時期の3つを定めた行動計画のことです。なお、301人以上の労働者を雇用する事業主は、この行動計画の策定が義務付けられ、それ未満の事業主には策定の努力義務があります。

※次世代育成支援対策法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に照らし合わせ、その流れを変えるため、次代を担う子ども達が健やかに生まれ、育てられる環境の整備に、国、地方公共団体、事業主などのさまざまな主体が社会を挙げて取り組んでいくための法律です。

※恵那市役所特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、国の各府省や地方公共団体等は「特定事業主」として、自らの職員の子どものための健やかな育成のための特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画）を策定することとされています。恵那市役所では、職員の子育て支援対策行動計画として、平成17年4月に策定しています。

3. 職場での男女共同参画

(5) パートタイム労働者に対する適正な処遇と評価

取り組むべき課題

① パートタイム労働者の地位の向上

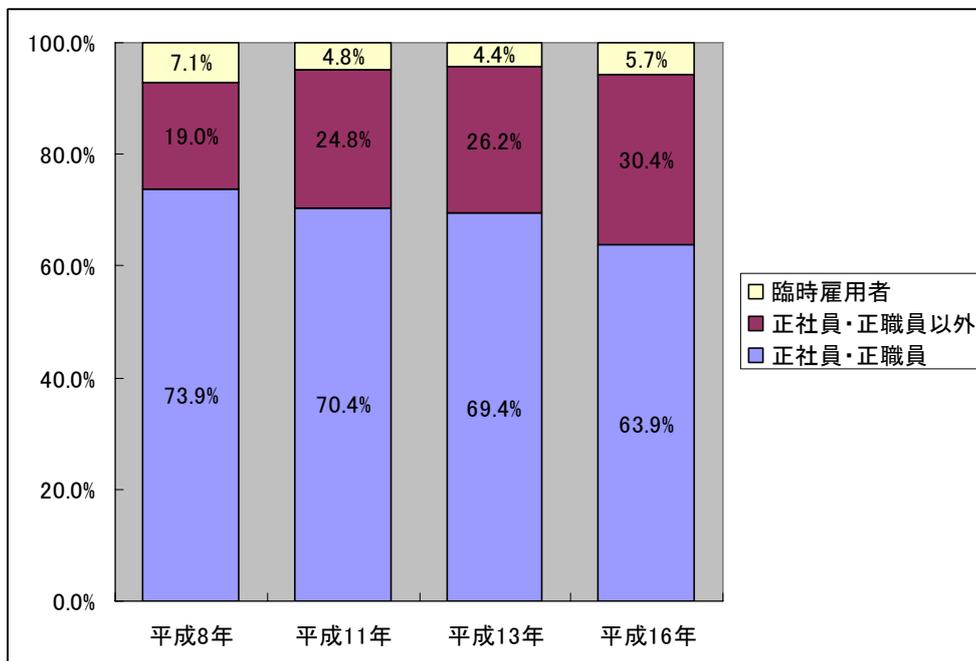
パートタイム労働者は、女性就労者の4割以上を占めるにも関わらず、その権利は必ずしも守られていません。

例えば、正社員と同じ仕事をしていても、賃金が低かったり、突然解雇を告げられたりしています。

平成14年の調査（全国）によると、正社員と同じ仕事をしているパート・アルバイトが増えており、3年前と比べて43%も増加しています。

パートタイム労働者に対する公正で適切な処遇がきわめて重要であり、パートタイム労働者の地位の向上が求められます。

図-15 恵那市の事業所・企業における雇用者別割合



(恵那市 事業所・企業統計調査報告調べ)

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①パートタイム労働者の地位の向上

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	パートタイム労働者に関連する法律(パートタイム労働法※、税法の改正など)を周知する。	商工観光課 まちづくり推進課	
○	パートタイム労働者に対する労働条件向上のための啓発をする。	商工観光課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働者は、パートタイム労働に関する適切な知識を持ち、それに基づいた積極的な就労意識を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働者への適切な処遇を徹底する（雇用契約、福利厚生、休暇など）。 パートタイム労働者から正社員への道をつくる。



※パートタイム労働法

1週間の労働時間が同じ職場で同じ仕事をしている通常の労働者に比べて、短い労働者をパートタイム労働者といいます。

3. 職場での男女共同参画

(6) 再雇用・再就職の支援

取り組むべき課題

①再雇用・再就職への支援

これからは、様々な働き方、生き方をする男女が多くなる可能性があり、それをいち早く吸収していく企業・職場が必要です。

とりわけ、女性の働き方は多様化しており、働き方をとっても、正社員・パート労働者・派遣労働者などがあり、人生のステージをとってみても、育児期に仕事を中断した人、退職後にもっと能力を活かしたい人もいます。これらの女性達が自らの能力を必要に応じて十分に活かせるよう、社会的に支援していく必要があります。

再就職・再雇用に向けてのセミナーや能力開発の機会、さらには起業家の支援を積極的に行っていくことによって、女性や男性の埋もれた能力を十分に活用していく仕組みづくりが重要です。

②女性の再就職に対する意識改革

国は、税制や年金制度の改革により、女性を男性に扶養される存在から、働いて税金や保険料を負担する存在へと変えようとしています。日本社会は女性の労働力と同時に、女性の租税負担力を期待しているのです。女性が働くということについて、女性が働き続けられる環境整備を急ぐとともに、女性自身の意識を変えないといけません。

女性の意識を変え、働き続けるための努力、次の仕事への意欲やキャリアアップの目標を持つように意識改革をしていく必要があります。

③高齢者・障害者の就労支援

少子高齢社会の進行とともに団塊の世代の大量退職など、今後労働力人口の減少が予想されます。企業や事業所では、労働者の人手不足、熟年技術者の退職などにより、今まで以上に職場環境や勤務形態などが厳しくなります。

こうした場合を想定し、定年延長、高齢者の再雇用や継続雇用制度の導入を考える必要があります。

また、今後は障害者の就労支援も考えていく必要があります。

就業意欲のある高齢者、障害者に対し、就労に関する相談や支援、自立と社会参加への環境を整備することが必要です。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①再雇用・再就職への支援

行政が取り組むこと（ハローワーク等と連携）			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	企業ガイドブックの発行、就職面接会の開催。	商工観光課	
○	再就職への相談窓口を設ける。	商工観光課	
○	能力開発・就職訓練を実施する。	商工観光課	
○	男女の経営能力を支援するため情報の提供をする（相談体制の充実）。	商工観光課	
○	再雇用等を充実し、推進する事業所に対し、市長からの表彰などを行う。	総務課 商工観光課	
●	育児・介護休業者職場復帰支援事業。	子育て支援課 高齢福祉課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
・社会性を身につけ、社会的視野を広げて、継続的に社会に参画するように努める。	・積極的な採用に努める。

②女性の再就職に対する意識改革

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	女性の就労事例を広く紹介する。	まちづくり推進課	
○	女性雇用、男女共同参画に関して優良な企業を表彰する。	総務課 まちづくり推進課	
○	企業への再雇用制度の働きかけをする。	まちづくり推進課	
○	女性の能力開発と技術の向上を目指した学習の場を設定（紹介）する。	まちづくり推進課	
○	就労に必要な資格取得の技術習得の情報提供をする。	まちづくり推進課	

わたしたち（市民）が取り組むこと
・自ら積極的にセミナーに参加する。

③高齢者・障害者の就労支援

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
○	シルバー人材センター、施設管理公社、社会福祉協議会などの就労情報の提供をする。	高齢福祉課 社会福祉課 総務課	

3. 職場での男女共同参画

(7) 働く場での人権尊重

取り組むべき課題

①セクシュアル・ハラスメント※の防止

職場でのセクシュアル・ハラスメントは、被害を受けた男女に対する人権侵害であるばかりか、職場の生産性を著しく低下させます。セクシュアル・ハラスメントに関しては、加害者と被害者の間に大きな認識の違いがあります。

セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であることを理解し、また、職場全体がそれを防止する責務を負っていることを理解する必要があります。

②モラル・ハラスメント※の防止

今日モラル・ハラスメントは、職場でのいじめ、精神疾患、退職、自殺といったケースにつながるなど深刻な問題になっています。

企業や事業所で人事・労働管理上の問題として取り上げ、モラル・ハラスメントが人権侵害であることを理解し、また、安全で快適な個々の能力が発揮できる職場環境をつくる必要があります。



女性の職場環境の充実を目指すための企業使用者会議

※セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのことです。職場でのセクシュアル・ハラスメントについては「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」とされています。またタイプとしては大きく2つに分類され、雇用上の力関係を利用して性的いやがらせや性的行為を強要する「代償型」と、屈辱的、敵対的な言動によって職場環境を不快にする「環境型」があるといわれています。

※モラル・ハラスメント

精神的な暴力、嫌がらせのことです。言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせることです。

「行政が取り組むこと」の目標欄の表記は、以下のことを表わします。

◎…現在実施していること ○…今後取り組むこと（5年以内） ●…努力目標（5年以上）

今後の取り組み

①セクシュアル・ハラスメントの防止

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	セクシュアル・ハラスメント相談員・苦情処理委員会を設置する（職員対象）。	総務課 まちづくり推進課	
○	就業意欲や能力開発の妨げとなるため、防止に向けた研修・講座を実施。	まちづくり推進課	
●	各種広報誌でセクシュアル・ハラスメント防止に向けての啓発をする。	総務課 まちづくり推進課 社会教育課	
●	セクシュアル・ハラスメントに関する相談に対応できる体制をつくる。	総務課 まちづくり推進課 社会教育課	

わたしたち（市民）が取り組むこと	企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・何がセクシュアル・ハラスメントなのかをはっきりと知る（いろいろなケースがある）。 ・セクシュアル・ハラスメントは犯罪であるということを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内でセクシュアル・ハラスメントに対する罰則規定をつくる（減給など）。 ・就業意欲や能力開発の妨げとなるため、防止に向けた研修・講座を実施する。 ・セクシュアル・ハラスメントに関する相談に対応できる体制の整備をする。

②モラル・ハラスメントの防止

行政が取り組むこと			
目標	実施事項	担当課	市民(多様な団体)・企業などと協働して取り組むもの
◎	職員の研修を行うと共に、職場の中で相談しやすい環境をつくる。	総務課	
○	モラル・ハラスメント防止のための周知徹底を図る。	まちづくり推進課	

企業で取り組んでほしいこと
<ul style="list-style-type: none"> ・モラル・ハラスメント防止のための周知徹底を図る。 ・社員の研修を行うと共に職場の中で相談しやすい環境をつくる。

第3章 プラン推進における重点施策

○このプランでは、優先的かつ着実に取り組むべき施策を以下のように決めました。

1. 家庭での男女共同参画の推進における重点施策

◇男女が共にいのちを大切に家庭づくり

“いのち”を大切にすること”これは当然のこととされています。しかし、近年ではその大切さを忘れかけているような出来事が起きています。次の時代を担う子ども達が、健やかに輝きながら生きていくことを生活の中で感じる機会を、まずは、家庭から始めるのではないでしょうか。幸せな家庭を築いていくためにも、忘れかけられている、「いのちを大切に」家庭づくりを目指していきます。

取り組み

- ①家庭の中で、「いのち」の大切さを話し合える場をつくるための普及啓発をします。
- ②男性の家庭での自立を促進するために、“家族でつくる我が家の自慢料理”などの活動を推進します。
- ③家庭の日の普及を促進します。



◇男女が共に生涯を通じた生きがいつくり

高齢になっても元気で暮らせるように、生涯を通じた健康づくりと高齢者のさまざまな活動の機会による生きがいつくりができる社会を目指していきます。



取り組み

- ①子どもと高齢者の交流の場づくりを促進します。
(地域でつくる寺子屋活動など)

2. 地域での男女共同参画の推進における重点施策

◇男女が共に子育て・介護のしやすい地域づくり

男性も女性もいきいきと子育てや介護、仕事や市民活動に参加できる地域づくりを目指していきます。

取り組み

- ①地域のお年寄りや子どもがいつでも立ち寄ることができる場所づくりの推進をします。
(地域「ふれあいサロン」の普及など)
- ②男女が共に地域社会で役立っていこうとする意識向上の推進をします。



3. 職場での男女共同参画の推進における重点施策

◇男女が共に健康で安心して働くことができる職場づくり

近年、少子化の進行と共に、多様な労働形態に対応できる働き方の見直しが必要とされています。男性も女性も健康で仕事を続けながら、安心して子育てや介護をしていくことができる職場づくりを目指していきます。

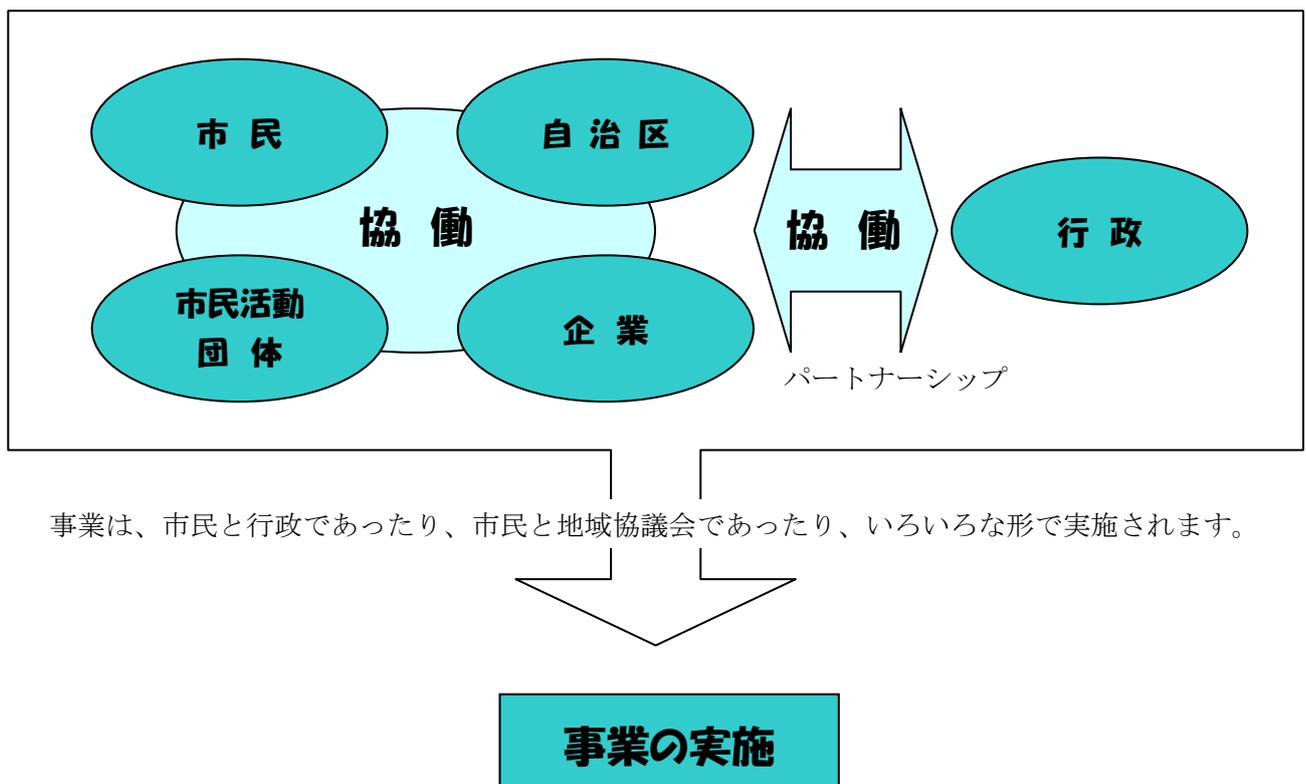
取り組み

- ①働きやすい環境を職場のみんなで考える活動の普及に努めます。
- ②誰もが健康で生き生きと暮らせる環境を、職場でも考えていく活動の普及に努めます。
- ③フレックスタイム、フレックスプレイス※の普及啓発に努めます。



○推進体制

市民と行政による協働の推進



※フレックスプレイス
働く場所の自由化のことです。(在宅勤務など)

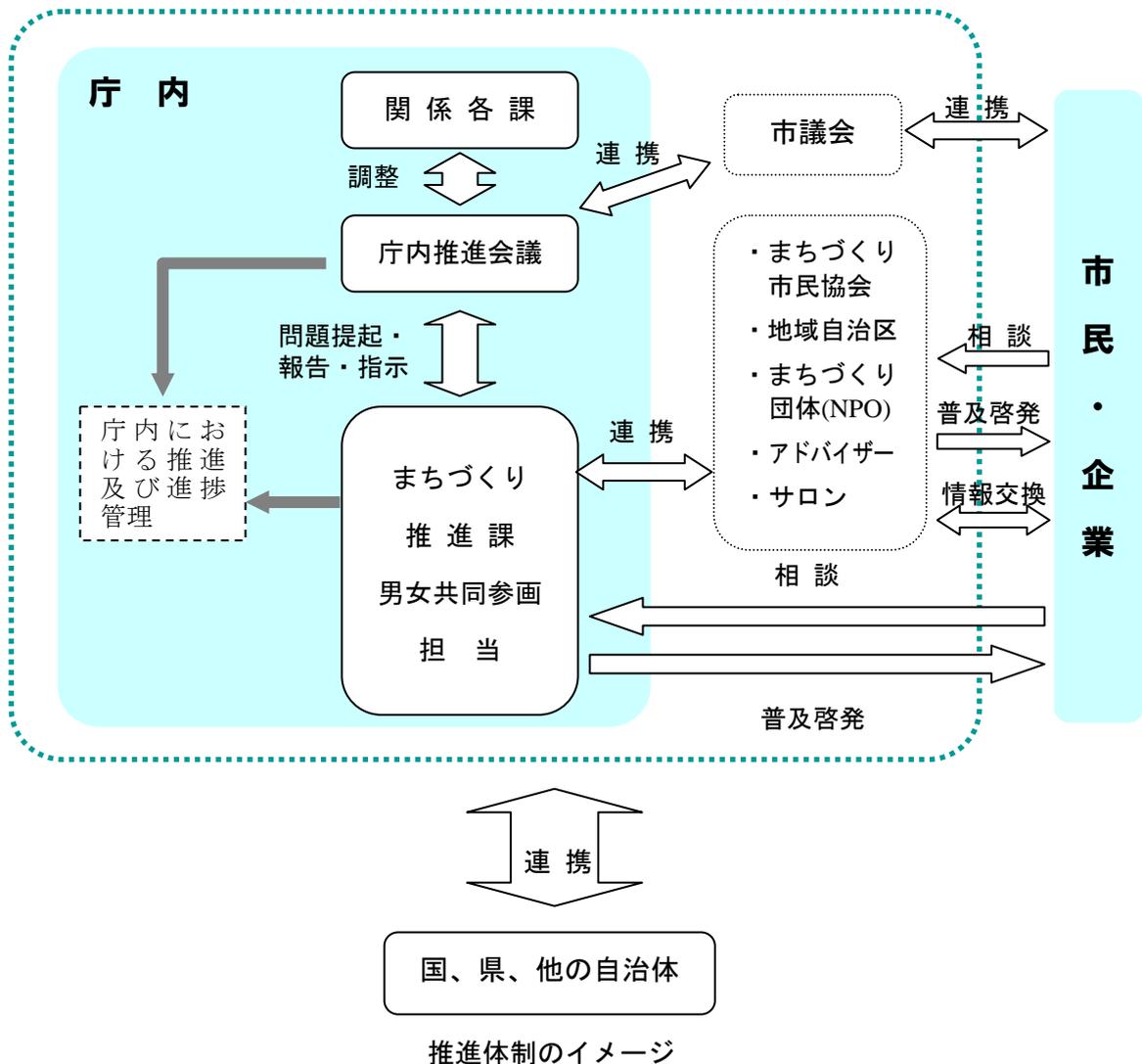
第4章 プラン推進にあたって

1. 推進体制の整備・充実

「男女共同参画社会」の形成は、男女の区別なく、自らの意志によってあらゆる分野において活動に参画する機会を確保することが必要です。したがって、庁内においても限られた関係課のみで推進するのではなく、庁内全体の推進を図っていかなくてはなりません。

施策名	施策の内容
まちづくり推進課男女共同参画担当によるプランの推進及び推進管理	庁内の各部署におけるプランの普及啓発や施策の進捗管理を行い、全庁における男女共同参画の施策を推進する。
職員研修の充実	市民に対して行政が模範となれるように、職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施し、意識を高めていきます。
庁内推進会議の継続	プラン策定時に各課長による推進会議が設けられました。今後も、この推進会議を定期的で開催し、施策の実効性を確保していきます。
相談窓口の設置	広範多岐にわたる男女共同参画に関する相談窓口や苦情対応の窓口を設置します。また、専門的な相談については、担当部署を紹介するしくみを整備します。
アドバイザー設置の継続	男女共同参画推進のための助言、指導、提案、調査、研究、相談窓口の相談員などを行うために設置します。

施策名	施策の内容
他の自治体や関係団体との連携	男女共同参画担当者会議や各種研修会へ積極的に参加し、国、県、他の市町村との連携を強化し、情報収集、情報交換を行います。また、プラン推進のために、市内の関係団体との連携強化に取り組みます。
男女共同参画社会を目指した条例の調査・研究	男女共同参画に関する取り組みを一層実行性のあるものとするため、男女共同参画に関する条例の制定に向けて、調査・研究を実施します。



2. 市民と行政のパートナーシップによる推進

男女共同参画社会を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身にかかわることとして主体的に考えていくことが必要です。

また、市全体において男女がともにさまざまな社会参加に対して、さらには生活様式に対して、その選択の自由が確保された社会を構築していくためには、市民一人ひとりと行政とのパートナーシップが必要不可欠です。

そのため、市は市民の自主的な活動団体への支援や市民活動のリーダーとなる人材の育成が必要で

施策名	施策の内容
まちづくり市民協会との連携	このプランにおける市民で取り組むべきことを積極的に広めるために、まちづくり市民協会の中の男女共同参画部会と連携し、市民への普及啓発を推進します。
男女共同参画活動団体との連携	男女共同参画に関する活動を行っている市内の団体に対して支援すると共に、活動団体との協働による男女共同参画の普及啓発を推進します。
リーダー養成の連続講座の実施	男女共同参画について、市民に広く普及啓発していくためのリーダーとなる人材の養成を図るため、連続講座を開催します。
ボランティア活動の促進	男女共同参画に関するセミナーやイベントにボランティアとして協力できる人を募ります。

3. プラン推進のためのチェック機能の整備

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、前出のように広範多岐にわたって取り組まなければいけない問題です。また、その取り組みは一步一步継続的に行っていかなければいけません。

そこで、こうした取り組みについて、効果的に実施し、その実効性を確保するためには、定期的にチェックするしくみが必要です。

また、行政が行う施策についても、施策の実施効果を検証するしくみが必要です。

取り組み効果の検証

施策名	施策の内容
市民アンケートの定期的な実施	男女共同参画に対する市民の意識を調査し、様々な取り組みによって、市民に対する意識の浸透度や施策効果の検証を定期的に行います。
市民と行政の意見交換会の場づくり	広報やホームページなどにより市民からの意見や提案を募り、恵那市における男女共同参画社会の形成に向けての進捗状況などについての意見交換ができるような場をつくります。

第5章 参 考 资 料

1. 「恵那市男女共同参画プラン」策定経過

年 月 日	内 容
平成18年 4月22日（土）	第1回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付 ・策定計画説明 ・講話 「今なぜ男女共同参画が必要か」 講師 岐阜大学教育学部教授 小林 月子 先生 ・委員長、副委員長の選出 ・家庭、地域、職場の3分科会の部会長、副部会長の選出
5月31日（水）	第2回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・各分科会においてKJ法により課題を出し合う。 ・内容の似たものを集め、枠組みし、中タイトルをつける。
6月24日（土）	第3回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・前回出された課題と旧のプランを照らし合わせ、訂正すべきもの、新たに付け加えるもの、前回から継続するものをそれぞれ検討し、訂正する。 ・旧プランと今回のプランを合わせて1つのものにする。
7月24日（月）	第4回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・前回会議で行った旧プランと今回のプランを合わせたものを再度確認する。 ・訂正し直した課題について今後の取り組みを検討する。
7月27日（木）	第1回推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・辞令書交付 ・会長・副会長選出 ・策定計画説明とワーキングのこれまでの活動報告
8月31日（木）	第5回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・課題の取り組みを検討 ・全体的な確認
10月5日（木）	第6回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理と全体的な確認
11月6日（月）	第7回ワーキング会議 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域、職場のそれぞれの目玉となる取り組みをKJ法により構築

年 月 日	内 容
平成18年 11月25日(土)	女と男のはあもにいフォーラム恵那開催(岐阜県・恵那市主催) ・プラン策定の現状報告
平成19年 1月25日(木)	第8回ワーキング会議 ・分科会に分かれての確認 ・キャッチフレーズ「認めあう優しい心と心のはあもにい」に決定 ・素案の確認
2月1日(木)	広報えな・ホームページによるプラン素案のパブリックコメント実施
2月5日(月)	第1回懇話会 ・辞令書交付 ・会長・副会長選出 ・策定計画・素案の説明 ・意見聴取
2月9日(金)	恵那市議会総務文教委員会 ・素案の説明 ・意見聴取
2月27日(火)	第9回ワーキング会議 ・懇話会で訂正のあった項目の検討 ・市民からの意見の確認 ・素案の完成版最終確認
3月5日(月)	第2回推進会議 ・素案の完成版の報告、承認
3月6日(火)	第2回懇話会 ・素案の完成版の報告、承認
3月6日(火)	恵那市長へのプラン策定報告

2. 恵那市男女共同参画プラン懇話会設置要綱

恵那市男女共同参画プラン懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、恵那市における男女共同参画社会の実現に向けて恵那市男女共同参画プランを策定及び推進するため、恵那市男女共同参画プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 恵那市男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 恵那市男女共同参画プランの策定について市長への提言に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 懇話会は、市長が委嘱する20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は懇話会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 懇話会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、企画部まちづくり推進課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関して必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

3. 恵那市男女共同参画プラン懇話会名簿

(敬称略)

番 号	氏 名	性 別	所 属	役 職
1	小林 月子	女	岐阜大学教育学部教授	会 長
2	大井 守男	男	恵那市自治連合会会長	副会長
3	坪井 弥栄子	女	恵那市男女共同参画プラン ワーキングチーム委員長	委 員
4	縄田 麻里子	女	恵那市男女共同参画アドバイザー	委 員
5	柘植 弘成	男	市議会総務文教委員長	委 員
6	勝野 晴久	男	恵那地区労働組合協議会議長	委 員
7	畠中 美千代	女	恵那商工会議所女性会会長	委 員
8	木下 晃一	男	恵那青年会議所理事長	委 員
9	長谷川 佳子	女	教育委員	委 員
10	小川 万明	男	人権擁護委員	委 員
11	松本 英雄	男	社会福祉協議会会長	委 員
12	肥田 洋二	男	恵那市PTA連合会長	委 員
13	小椋 秀代	女	市民公募委員	委 員
14	勝 富子	女	市民公募委員	委 員

4. 恵那市男女共同参画プランワーキングチーム設置要綱

恵那市男女共同参画プランワーキングチーム設置規程

(設置)

第1条 この規程は、恵那市男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進していくための恵那市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を市民との協働による策定を図るため、恵那市男女共同参画プランワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 恵那市男女共同参画プランの策定に関すること
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 ワーキングチームの委員は、26名以内をもって組織する。

2 ワーキングチームは、次の委員によって構成する。

- (1) 公募等による市民委員 12名以内
- (2) 恵那市男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム設置規程第4条に定める構成員12名以内
- (3) 恵那市男女共同参画市民アドバイザー 2名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 ワーキングチームに委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長はワーキングチームを代表し会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキングチームの会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(グループ)

第7条 ワーキングチームにグループを置くことができる。

- 2 グループの構成は、構成員のうちから委員長が指名する。
- 3 グループごとに互選でリーダーを置く。

(関係者の出席)

第8条 委員長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 ワーキングチームの庶務は、企画部まちづくり推進課まちづくり推進係において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ワーキングチームに関して必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成19年3月31日をもってその効力を失う。

5. 恵那市男女共同参画プランワーキングチーム名簿

委員長 : 坪井 弥栄子
副委員長 : 成瀬 初美
オブザーバー : 小林 月子 (岐阜大学教育学部教授)
アドバイザー : 縄田 麻里子

(敬称略)

家庭分科会

<市民委員> ◎ : 部会長 ○ : 副部会長 (敬称略)

◎奥村 ひとみ	香山 健一
曾我 龍一	永井 八千代

<策定プロジェクト委員>

○樋田 千浪 (地域包括支援センター)	千垣内 美紀 (健康推進課)
足立 美津代 (学校教育課)	後藤 順子 (社会教育課)

地域分科会

<市民委員> ◎ : 部会長 ○ : 副部会長 (敬称略)

○大庭 脩代	柘植 建蔵
山本 さちよ	市岡 宜展

<策定プロジェクト委員>

◎西尾 茂文 (社会福祉課)	渡辺 満浩 (社会福祉課)
水野 聖子 (農業振興課)	小木曾 拓成 (社会教育課)

職場分科会

<市民委員> ◎ : 部会長 ○ : 副部会長 (敬称略)

◎後藤 久代	大島 今子
横溝 重吾	坪井 弥栄子

<策定プロジェクト委員>

○西尾 賢二郎 (総務課)	横光 哲 (企画課)
成瀬 初美 (少子化対策推進室)	古屋 恵子 (商工観光課)

6. 男女共同参画社会基本法 (平成11年法律第78条)

目次

- 前文
- 第1章 総則 (第1条—第12条)
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条—第20条)
- 第3章 男女共同参画会議 (第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わ

れなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

ならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を

監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 略

附則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 略

附則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律 (第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

7. 岐阜県男女が平等に人として尊重される

男女共同参画社会づくり条例 (平成15年岐阜県条例第49号)

目次

前文

第1章 基本的な考え方など(第1条～第8条)

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策 (第9条～第19条)

第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会 (第20条～第27条)

第4章 その他(第28条)

附則

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされる、ふるさと岐阜

をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

第1章 基本的な考え方など

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民及び事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

(男女共同参画の意味)

第2条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

- 一 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。
- 二 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識(「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいいます。)から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。
- 三 県、事業者その他の団体及び市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。
- 四 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、

社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。

五 県、県民、事業者その他の団体及び市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

(県の責任)

第4条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(事業者その他の団体の役割)

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(県と市町村との関係)

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えること及び性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること(「セクシュアル・ハラスメント」といいます。)

を行ってはなりません。

2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為(「ドメスティック・バイオレンス」といいます。)などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

3 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはなりません。

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策 (男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するときは、あらかじめ、次の手続をとります。

一 県民及び事業者その他の団体(以下「県民など」といいます。)の意見を聴くこと。

二 岐阜県男女共同参画 21 世紀審議会の意見を聴くこと。

3 知事は、男女共同参画計画を定めたときは変更したときは、速やかに、これを公表します。

(広報など)

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

(教育、学習など)

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育及び県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

(情報の収集など)

第12条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集及び分析をするほか、必要な調査研究を行います。

(県民などへの支援)

第13条 県は、男女共同参画を進めるための活動

を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

(県の審議会などにおける委員の構成)

第14条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

(事業者への協力依頼)

第15条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

(男女共同参画推進サポーター)

第16条 知事は、県民などとともにより男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター(以下「サポーター」といいます。)として登録します。

- 2 サポーターは、次の活動を行います。
 - 一 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。
 - 二 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。
- 3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。
 - 一 その活動に役立つ情報を提供すること。
 - 二 その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。
- 4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

(男女共同参画推進強調月間)

第17条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年11月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第18条 県は、次の事柄に関する県民などからの

苦情、意見及び相談(以下「苦情など」といいます。)を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

- 一 男女共同参画を進めるための施策に関すること
 - 二 性別による人権侵害
- 2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会(設置)

第20条 県は、岐阜県男女共同参画21世紀審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

- 2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。
 - 一 男女共同参画計画の策定
 - 二 男女共同参画計画の変更
 - 三 県民などからの苦情などに対する対応
 - 四 その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄
- 3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べるすることができます。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内とします。

- 2 委員は、知事が任命します。
- 3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の4割未満とならないようにします。

- 4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

(任期)

第 22 条 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 2 委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

第 23 条 審議会に、会長及び副会長を置きます。

- 2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。
- 3 副会長は、会長が指名します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

(会議)

第 24 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第 25 条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

- 2 特別委員は、知事が任命します。
- 3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第 26 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

- 2 部会の委員は、会長が指名します。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名します。

(会長への委任)

第 27 条 この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

第 4 章 その他

(委任)

第 28 条 この条例に定めること以外の必要なことについては、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 15 年 11 月 1 日から施行します。ただし、第 9 条第 2 項(第 2 号に係る部分に限ります。)、第 18 条第 2 項及び第 3 章の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行します。

恵那市男女共同参画プラン
「認めあう優しい心と心のはあもにい」

平成19年3月

発行・編集 恵那市 企画部 まちづくり推進課
〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
TEL 0573-26-2111
FAX 0573-25-6150

恵那市男女共同参画プラン

認めあう優しい 心と心のはあもにい

